

鳥取県漁業調整規則対照表（規則案、海面規則、内水面規則）

鳥取県漁業調整規則案	鳥取県海面漁業調整規則	鳥取県内水面漁業調整規則
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第4条）</p> <p>第2章 漁業の許可（第5条—第32条）</p> <p>第3章 水産資源の保護培養及び漁業調整に関するその他の措置（第33条—第50条）</p> <p>第4章 漁業の取締り（第51条—第54条）</p> <p>第5章 雑則（第55条—第60条）</p> <p>第6章 罰則（第61条—第64条） 附則</p> <p>第1章 総則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第57条第1項並びに第119条第1項及び第2項並びに水産資源保護法（昭和26年法律第313号）第4条第1項の規定に基づき、並びにこれらの法律を実施するため、知事の権限に属する事務を処理するための必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この規則において使用する用語の意義は、法及び漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号。以下「省令」という。）で使用する用語の例による。</p> <p>（県内に住所を有しない者の申請）</p> <p>第3条 県内に住所を有しない者は、第9条第1項の申請書を知事に提出しようとする場合には、その住所の所在する都道府県の知事の意見書を添えなければならない。</p> <p>（代表者の届出）</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第7条）</p> <p>第2章 漁業の許可及び起業の認可（第8条—第32条の2）</p> <p>第3章 漁業取締り及び水産資源の保護培養（第33条—第61条）</p> <p>第4章 罰則（第62条—第65条）</p> <p>附則</p> <p>第1章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この規則は、漁業法（昭和24年法律第267号）第65条第1項及び第2項並びに水産資源保護法（昭和26年法律第313号）第4条第1項及び第2項の規定に基づき、漁業取締りその他漁業調整及び水産資源の保護培養のため必要な事項を定め、並びに漁業法の規定により知事の権限とされている事務を処理するため必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（適用範囲）</p> <p>第2条 この規則は、漁業法第84条第1項に規定する海面に適用する。</p> <p>【第9条第4項】</p> <p>4 県内に住所を有しない者が提出する漁業法第66条第1項に規定する小型機船底びき網漁業並びに前条第2号、第3号、第8号、第9号及び第12号に掲げる漁業の方法により営む漁業に係る第1項の申請書には、その者の住所地を管轄する知事の意見書を添付しなければならない。</p> <p>（代表者の届出）</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第7条）</p> <p>第2章 水産動植物の採捕の許可（第8条—第21条）</p> <p>第3章 漁業取締り及び水産資源の保護培養（第22条—第40条）</p> <p>第4章 罰則（第41条—第44条）</p> <p>附則</p> <p>第1章 総則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、漁業法（昭和24年法律第267号）第65条第2項及び水産資源保護法（昭和26年法律第313号）第4条第2項の規定に基づき、漁業取締りその他漁業調整及び水産資源の保護培養のため必要な事項を定め、並びに漁業法の規定により知事の権限とされている事務を処理するため必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（適用範囲）</p> <p>第2条 この規則は、漁業法第8条第3項に規定する内水面に適用する。</p> <p>（代表者の届出）</p>

第4条 法第5条第1項の規定による代表者の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

(1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 代表者として選定された者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）

第3条 漁業法第5条第1項の規定による代表者の届出は、様式第1号による届書を知事に提出してしなければならない。

第3条 漁業法第5条第1項の規定による代表者の届出は、様式第1号による届書を知事に提出してしなければならない。

(漁業権行使規則等の認可の申請)

第4条 漁業法第8条第6項の規定による漁業権行使規則又は入漁権行使規則の認可を受けようとする者は、様式第2号による認可申請書により認可を知事に申請しなければならない。

(漁業権行使規則等の認可の申請)

第4条 漁業法第8条第6項の規定による漁業権行使規則又は入漁権行使規則の認可を受けようとする者は、様式第2号による認可申請書により認可を知事に申請しなければならない。

(漁業権の設定の免許の申請)

第5条 漁業法第10条の規定による漁業権の設定の免許の申請は、様式第3号による免許申請書を知事に提出してしなければならない。

(漁業権の設定の免許の申請)

第5条 漁業法第10条の規定による漁業権の設定の免許の申請は、様式第3号による免許申請書を知事に提出してしなければならない。

(小型機船底びき網漁業の地方名称)

第6条 小型機船底びき網漁業取締規則（昭和27年農林省令第6号）第1条第1項各号に掲げる小型機船底びき網漁業で次の表の左欄に掲げるものの地方名称は、それぞれ同表右欄に掲げるとおりとする。

(遊漁規則の認可申請)

第6条 漁業法第129条第1項の規定による漁業規則の認可又は同法同条第3項の規定による遊漁規則の変更の認可をうけようとする者は、様式第4号による認可申請書により許可を知事に申請しなければならない。

小型機船底びき網 漁業の種類	地方名称
手繰第1種漁業	機船手繰網漁業
手繰第2種漁業	えびけた網漁業 自家用餌料びき網漁業
手繰第3種漁業	貝けた網漁業 なまこけた網漁業
打瀬漁業	こうがい網漁業

第7条 削除

第7条 削除

第2章 漁業の許可

第2章 漁業の許可及び起業の認可

(知事による漁業の許可)

第5条 法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業のほか、次に掲げる漁業（第14号、第17号及び第18号に掲げる漁業にあっては、組合員行使権者が営む当該組合員行使権の内容たる当該漁業を除く。）を営もうとする者は、同項の規定に基づき、知事の許可を受けなければならない。

(漁業の許可)

第8条 次に掲げる漁業の方法により漁業を営もうとする者は、漁業法第65条第1項及び水産資源保護法第4条第1項の規定に基づき、第1号から第9号までに掲げる漁業の方法により営む漁業にあっては当該漁業ごと及び船舶ごとに、その他の漁業の方法により営む漁業にあっては当該漁業ごとに知事の許可を受けなければならない。ただし、第14号に掲げる漁業の方法による漁業にあっては、漁業法第

- (1) 小型まき網漁業 海面において総トン数5トン未満の船舶を使用して小型まき網（ぬいきり網及びしぼり網を含む。）により行う漁業
- (2) まき刺網漁業 海面においてまき刺網（狩刺網を含む。）により行う漁業
- (3) 機船船びき網漁業 海面において機船船びき網（第13号に掲げるかつら網漁業を除く。）により行う漁業
- (4) ごち網漁業 海面においてごち網により行う漁業
- (5) 敷網漁業 海面において敷網により行う漁業
- (6) こぎ刺網漁業 海面においてこぎ刺網により行う漁業
- (7) かご網漁業 海面においてかご網（きんこばい、こういか又はひらつめがにをとることを目的とするものを除く。）により行う漁業
- (8) 小型いかつり漁業 海面において総トン数5トン以上30トン未満の船舶を使用して釣りによりいかをとることを目的とする漁業
- (9) すくい網漁業 中海海域（北緯35度31分45秒東経133度11分55秒の点（境港市西工業団地に設置された干拓記念碑）と北緯35度31分50秒東経133度11分44秒の点（島根県松江市美保関町去ルガ鼻東端）を結んだ直線以南の海面をいう。以下同じ。）及び境水道（北緯35度31分45秒東経133度11分55秒の点と北緯35度31分50秒東経133度11分44秒の点を結んだ直線以北、北緯35度33分7.9秒以北の東経133度16分19.6秒の線（境港市境港防波堤東端から正北の線）以西の海面をいう。以下同じ。）において3トン以上の動力漁船を使用してすくい網により行う漁業であって、集魚灯及び動力式漁労装置を使用するもの
- (10) しいらつけ漁業 海面においてしいらつけにより行う漁業
- (11) げんしき網漁業 海面においてげんしき網により行う漁業

8条第1項の規定により漁業権の内容たる地びき網漁業を営む権利を有する者が当該権利に係る漁業を営む場合は、この限りでない。

- (1) 小型まき網（ぬいきり網及びしぼり網を含み、総トン数5トン未満の船舶を使用するものに限る。以下当該漁業の方法による漁業を「小型まき網漁業」という。）
- (2) まき刺網（狩刺網を含む。以下当該漁業の方法による漁業を「まき刺網漁業」という。）
- (3) 機船船びき網（第13号に掲げるものを除く。以下当該漁業の方法による漁業を「機船船びき網漁業」という。）
- (4) ごち網（以下当該漁業の方法による漁業を「ごち網漁業」という。）
- (5) 敷網（以下当該漁業の方法による漁業を「敷網漁業」という。）
- (6) こぎ刺網（以下当該漁業の方法による漁業を「こぎ刺網漁業」という。）
- (7) かご網（こういか、ひらつめがに及びきんこばいの採捕を目的とするもの、総トン数10トン以上の動力漁船によるずわいがにの採捕を目的とするもの並びに漁業法第52条第1項の指定漁業を定める政令（昭和38年政令第6号）第1項第12号に掲げる海域以外の日本海の海域においてかごを使用してべにずわいがにの採捕を目的とするものを除く。以下当該漁業の方法による漁業を「かご網漁業」という。）
- (8) 小型いかつり（総トン数5トン以上30トン未満の船舶を使用するものに限る。以下当該漁業の方法による漁業を「小型いかつり漁業」という。）
- (9) すくい網（中海海域（境港市外江町米子屋鼻埋立地に設置された干拓記念碑と島根県松江市美保関町去ルガ鼻東端とを結んだ線以内の海域をいう。以下同じ。）及び境水道（境港市境港防波堤東端から正北の線と同市外江町米子屋鼻埋立地に設置された干拓記念碑と島根県松江市美保関町去ルガ鼻東端とを結んだ線により囲まれた海域をいう。以下同じ。）において3トン以上の動力漁船により集魚灯及び動力式漁労装置を使用するものに限る。以下当該漁業の方法による漁業を「すくい網漁業」という。）
- (10) しいらつけ（以下当該漁業の方法による漁業を「しいらつけ漁業」という。）
- (11) げんしき網（以下当該漁業の方法による漁業を「げんしき網漁業」という。）

- (12) 固定式刺網漁業 海面において固定式刺網（推進機関を備えない船舶及び一重網を使用するものを除く。）により行う漁業
- (13) かつら網漁業 海面においてかつら網により行う漁業
- (14) 地びき網漁業 海面において地びき網により行う漁業
- (15) 小型定置網漁業 海面において小型定置網により行う漁業
- (16) 潜水器漁業 海面において潜水器（簡易潜水器を含む。）により行う漁業
- (17) あわび漁業 海面においてあわびをとることを目的とする漁業（第12号に掲げる固定式刺網漁業及び前号に掲げる潜水器漁業を除く。）
- (18) なまこ漁業 海面においてなまこをとることを目的とする漁業（小型機船底びき網漁業及び第16号に掲げる潜水器漁業を除く。）

2 前項の許可は、法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業又は前項第1号から第12号までに掲げる漁業にあっては当該漁業ごと及び船舶等ごとに、同項第13号から第18号までに掲げる漁業にあっては当該漁業ごとに受けなければならない。

（許可を受けた者の責務）

第6条 知事許可漁業について許可を受けた者は、資源管理を適切にするために必要な取組を自ら行うとともに、漁業の生産性の向上に努めるものとする。

（起業の認可）

第7条 許可を受けようとする者であって現に船舶等を使用する権利を有しないものは、船舶等の建造又は製造に着手する前又は船舶等を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他船舶等を使用する権利を取得する前に、船舶等ごとに、あらかじめ起業につき知事の認可を受けることができる。

第8条 知事は、前条の認可（以下「起業の認可」という。）を受けた者がその起業の認可に基づいて許可を申請した場合に

- (12) 固定式刺網（推進機関を備えない船舶により1重網を使用するものを除く。以下当該漁業の方法による漁業を「固定式刺網漁業」という。）
- (13) かつら網（以下当該漁業の方法による漁業を「かつら網漁業」という。）
- (14) 地びき網（以下当該漁業の方法による漁業を「地びき網漁業」という。）
- (15) 小型定置（以下当該漁業の方法による漁業を「小型定置漁業」という。）
- (16) 潜水器（簡易潜水器を使用するものを含む。以下当該漁業の方法による漁業を「潜水器漁業」という。）

（起業の認可）

第17条 漁業の許可を受けようとする者であって現に船舶又は主な漁具を使用する権利を有しないものは、船舶の建造に着手する前又は船舶若しくは漁具を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他船舶若しくは漁具を使用する権利を取得する前に、船舶ごとに許可を要する漁業にあっては当該漁業ごと及び船舶ごとに、その他の漁業にあっては当該漁業ごとに、あらかじめ起業について知事の認可を受けることができる。

2 起業の認可を受けようとする者は、船舶ごとに許可を要する漁業にあっては当該漁業ごと及び船舶ごとに、その他の漁業にあっては当該漁業ごとに様式第4号による認可申請書により認可を知事に申請しなければならない。

3 第9条第2項、第3項及び第5項から第7項までの規定は、前項の認可の申請にこれを準用する。

第19条 知事は、起業の認可を受けた者がその起業の認可に基づいて漁業の許可の申請をした場合において、その申請

において、申請の内容が起業の認可を受けた内容と同一であるときは、第10条第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可をしなければならない。

- 2 起業の認可を受けた者が、起業の認可を受けた日から知事の指定した期間内に許可を申請しないときは、起業の認可は、その期間の満了の日に、その効力を失う。

(許可又は起業の認可の申請)

第9条 許可又は起業の認可を受けようとする者は、法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業又は第5条第1項第1号から第12号までに掲げる漁業にあっては当該漁業ごと及び船舶等ごとに、同項第13号から第18号までに掲げる漁業にあっては当該漁業ごとに、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 知事許可漁業の種類
- (3) 操業区域、漁業時期、漁獲物の種類及び漁業根拠地
- (4) 漁具の種類、数及び規模
- (5) 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数並びに推進機関の種類及び馬力数
- (6) その他参考となるべき事項

- 2 知事は、前項の申請書のほか、許可又は起業の認可をすることができるかどうかの判断に関し必要と認める書類の提出を求めることができる。

(許可又は起業の認可をしない場合)

第10条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、許可又は起業の認可をしてはならない。

の内容が当該起業の認可を受けた内容と同一であるときは、第21条第1項各号の一に該当する場合を除き、漁業の許可をするものとする。2 起業の認可を受けた者が認可を受けた日から知事の指定した期間内に漁業の許可を申請しないときは、起業の認可は、その期間の満了の日にその効力を失う。

(漁業の許可の申請)

第9条 漁業法第66条第1項及び前条の規定による漁業の許可（以下「漁業の許可」という。）を受けようとする者は、漁業法第66条第1項に規定する漁業及び前条第1号から第9号までに掲げる漁業の方法により営む漁業にあっては当該漁業ごと及び船舶ごとに、その他の漁業の方法により営む漁業にあっては当該漁業ごとに様式第4号による許可申請書により許可を知事に申請しなければならない。

- 2 漁業法第66条第3項の規定により知事が許可をすることができる船舶の隻数の最高限度並びに第23条第1項の規定により漁業の許可又は起業の認可をすることができる数の最高限度が定められた漁業（以下「定数漁業」という。）に係る前項の許可の申請は、知事が別に定める期間中にしなければならない。ただし、第19条第1項、第25条及び第26条第1項の規定による許可を申請する場合は、この限りでない。

- 3 知事は、前項の規定により期間を定めたときは、これを公示するものとする。

4 前掲

- 5 知事は、第1項の申請書の提出があった場合において必要があるときは、漁業の許可をすることができるかどうかの判断に関し必要と認める書類の提出を求めることができる。

6 後掲

7 後掲

(漁業の許可又は起業の認可をしない場合)

第21条 知事は、次の各号の一に該当する場合は、漁業の許可又は起業の認可をしないものとする。

- (1) 申請者が次条第1項に規定する適格性を有する者でない場合
- (2) その申請に係る漁業と同種の漁業の許可の不当な集中に至るおそれがある場合

2 知事は、前項の規定により許可又は起業の認可をしないときは、鳥取海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、当該申請者にその理由を文書をもって通知し、公開による意見の聴取を行わなければならない。

3 前項の意見の聴取に際しては、当該申請者又はその代理人は、当該事案について弁明し、かつ、証拠を提出することができる。

(許可又は起業の認可についての適格性)

第11条 許可又は起業の認可について適格性を有する者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者であること。
- (2) 暴力団員等であること。
- (3) 法人であって、その役員又は漁業法施行令(昭和25年政令第30号)で定める使用人のうちに前2号のいずれかに該当する者があるものであること。
- (4) 暴力団員等がその事業活動を支配する者であること。
- (5) 許可を受けようとする船舶等が知事の定める基準を満たさないこと。

2 知事は、前項第5号の基準を定め、又は変更しようとするときは、鳥取海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

(新規の許可又は起業の認可)

第12条 知事は、許可(第8条第1項及び第15条第1項の規定によるものを除く。以下この条において同じ。)又は起業の認可(第15条第1項の規定によるものを除く。以下この条において同じ。)をしようとするときは、当該知事許可漁業を営む者の数、当該知事許可漁業に係る船舶等の数及びその操業の実態その他の事情を勘案して、次に掲げる事項に関する制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を公示しなければならない。

- (1) 漁業種類(知事許可漁業を水産動植物の種類、漁具の種類その他の漁業の方法により区分したものをいう。以下

- (1) 申請者が次条に規定する適格性を有する者でないとき。
- (2) その申請に係る漁業と同種の漁業の許可の不当な集中に至るおそれがあるとき。

(3) 漁業調整又は水産資源の保護培養のため必要があると認めるとき。

2 知事は、前項第1号又は第2号の規定により漁業の許可又は起業の認可をしないときは、あらかじめ、鳥取海区漁業調整委員会の意見を聴くとともに、当該申請者にその理由を文書をもって通知し、公開による意見の聴取を行わなければならない。

3 前項の意見の聴取に際しては、当該申請者又はその代理人は、当該事案について弁明し、かつ、証拠を提出することができる。

4 知事は、第1項第3号の規定により漁業の許可又は起業の認可をしないときは、鳥取海区漁業調整委員会の意見を聴くものとする。

(漁業の許可又は起業の認可についての適格性)

第22条 漁業の許可又は起業の認可について適格性を要する者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 漁業に関する法令を遵守する精神を著しく欠く者であること。
- (2) 前号の規定により適格性を有しない者が、どんな名目によるのであっても、実質上当該漁業の経営を支配するに至るおそれがあること。

同じ。)

- (2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数
- (3) 推進機関の馬力数
- (4) 操業区域
- (5) 漁業時期
- (6) 漁業を営む者の資格

- 2 前項の申請すべき期間は、1月を下らない範囲内において漁業の種類ごとに知事が定める期間とする。ただし、1月以上の申請期間を定めて前項の規定による公示をすれば当該漁業の操業の時機を失し、当該漁業を営む者の経営に著しい支障を及ぼすと認められる事情があるときは、この限りではない。
- 3 知事は、第1項の規定により公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、鳥取海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。
- 4 知事は、第1項の申請すべき期間内に許可又は起業の認可を申請した者に対しては、第10条第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可又は起業の認可をしなければならない。

- 5 前項の規定により許可又は起業の認可をすべき船舶等の数が第1項の規定により公示した船舶等の数を超える場合においては、前項の規定にかかわらず、当該知事許可漁業の状況を勘案して、鳥取海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従って許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。
- 6 前項の規定により許可又は起業の認可をする者を定めることができないときは、公正な方法でくじを行い、許可又は起業

(漁業の許可及び起業の認可をする数の最高限度)

第23条 知事は、漁業調整又は水産資源の保護培養のため必要があると認めるときは、第8条各号に掲げる漁業の方法により営む漁業につき及び漁業法第66条第1項に掲げる漁業のうち同条第3項の規定により知事が許可をすることができる船舶の隻数の最高限度が定められた漁業以外の漁業につき、漁業の許可又は起業の認可をする数の最高限度を定めることができる。

- 2 知事は、前項の規定により最高限度を定めようとするときは、あらかじめ鳥取海区漁業調整委員会の意見をきくものとする。
- 3 知事は、第1項の規定により最高限度を定めたときは、これを公示するものとする。
- 4 前2項の規定は、第1項の規定により定めた最高限度を変更する場合にこれを準用する。

(申請が定数をこえる漁業の許可又は起業の認可の基準)

第24条 知事は、定数漁業に係る漁業の許可又は起業の認可の申請が漁業法第66条第3項の規定による知事が許可することができる船舶の隻数の最高限度並びに前条第1項の規定による漁業の許可又は起業の認可をすることができる数の最高限度(以下「定数」という。)をこえる場合には、少なくとも次の各号に掲げる事項を勘案して漁業ごとに漁業の許可及び起業の認可の基準を定め、これに従って漁業の許可又は起業の認可をするものとする。

の認可をする者を定めるものとする。

- (1) 漁業調整若しくは水産資源の保護培養のため又は沿岸漁業の経営の改善に資するため定数漁業への転換を図ること。
 - (2) 定数漁業の従事者が定数漁業の漁業者としてその自立を図ること。
- 2 知事は、定数漁業に係る漁業の許可又は起業の認可の申請をすべて認めるとすれば定数漁業の定数をこえることとなる場合において、その申請のうち現に当該漁業の許可又は起業の認可を受けている者（当該漁業の許可の有効期間の満了日が第9条第3項（第17条第3項において準用する場合を含む。）の規定により公示した漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間の末日以前である場合にあっては、当該許可の有効期間の満了日において当該漁業の許可又は起業の認可を受けていた者）が当該漁業の許可の有効期間（起業の認可を受けており又は受けていた者にあっては、当該起業の認可に係る漁業の許可の有効期間）の満了日の到来のため改めてした申請（船舶ごとに許可を要する漁業にあっては、当該漁業の許可又は起業の認可に係る船舶と同一の船舶又はその船舶に代わる船舶であってその総トン数及び馬力数が当該漁業の許可又は起業の認可に係る船舶の総トン数及び馬力数をこえないものについてした申請に限る。）があるときは、前項の規定にかかわらず、その申請に対して、他の申請に優先して漁業の許可又は起業の認可をするものとする。
- 3 知事は、前項の規定により漁業の許可又は起業の認可をするとすれば当該漁業の定数をこえることとなる場合には、前項の規定にかかわらず、少なくとも次の各号に掲げる事項を勘案して漁業ごとに漁業の許可又は起業の認可の基準を定め、これに従って漁業の許可又は起業の認可をするものとする。
- (1) 当該漁業の操業状況
 - (2) 各申請者が当該漁業に依存する程度
 - (3) 船舶ごとに許可を要する漁業にあっては、前項の規定により許可をする申請に係る船舶の申請者別隻数
- 4 知事は、第1項又は前項の基準を定めようとするときは、鳥取海区漁業調整委員会の意見をきくものとする。

7 第4項の規定により許可又は起業の認可をすべき漁業者の数が第1項の規定により公示した漁業者の数を超える場合においては、第4項の規定にかかわらず、当該知事許可漁業の状況を勘案して、鳥取海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従って許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。

8 許可又は起業の認可の申請をした者が当該申請をした後に

【第9条第6項及び第7項】

6 定数漁業の許可の申請をした者が当該申請について許可

死亡し、又は合併により解散し、若しくは分割（当該申請に係る権利及び義務の全部を承継させるものに限る。）をしたときは、その相続人（相続人が2人以上ある場合において、その協議により当該申請をした者の地位を承継すべき者を定めたときは、その者。）又は当該合併後存続する法人、当該合併によって成立した法人若しくは当該分割によって当該権利及び義務の全部を承継した法人は、当該許可又は起業の認可の申請をした者の地位を承継する。

- 9 前項の規定により許可又は起業の認可の申請をした者の地位を承継した者は、その事実を証する書面を添え、承継の日から2月以内にその旨を知事に届け出なければならない。

（公示における留意事項）

第13条 知事は、漁獲割当ての対象となる特定水産資源の採捕を通常伴うと認められる知事許可漁業について、前条第1項の規定による公示をするに当たっては、当該知事許可漁業において採捕すると見込まれる水産資源の総量のうちに漁獲割当ての対象となる特定水産資源の数量の占める割合が知事が定める割合を下回ると認められる場合を除き、船舶等の数及び船舶の総トン数その他の船舶等の規模に関する制限措置を定めないものとする。

（許可等の条件）

第14条 知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、許可又は起業の認可をするに当たり、許可又は起業の認可に条件を付けることができる。

- 2 知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、許可又は起業の認可後、鳥取海区漁業調整委員会の意見を聴いて、当該許可又は起業の認可に条件を付けることができる。
- 3 知事は、前項の規定により条件を付けようとするときは、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。
- 4 第2項の規定による条件の付加に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

（継続の許可又は起業の認可）

第15条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その申請の内容が従前の許可又は起業の認可を受けた内容と同一であるときは、第10条第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可又は起業の認可をしなければならない。

又は不許可の処分があるまでの間に死亡し、合併により解散し、又は分割（当該申請に係る権利及び義務の全部を承継させるものに限る。）をしたときは、その相続人（相続人が2人以上ある場合において、その協議により当該申請をした者の地位を承継すべき者を定めたときは、その者）、当該合併後存続する法人若しくは当該分割によって成立した法人又は当該分割によって当該権利及び義務の全部を承継した法人は、当該漁業の許可の申請をした者の地位を承継する。

- 7 前項の規定により許可の申請をした者の地位を承継した者は、承継の日から2月以内にその旨を知事に届け出なければならない。

（漁業の許可又は起業の認可の制限又は条件）

第20条 知事は、漁業調整又は水産資源の保護培養のため必要があると認めるときは、漁業の許可又は起業の認可をするに当たり、当該許可又は起業の認可に制限又は条件を付けることができる。

（漁業調整等のための漁業の許可又は起業の認可の変更等）

- 第30条 知事は、漁業調整又は水産資源の保護培養のため必要があると認めるときは、漁業の許可又は起業の認可について、内容を変更し、制限若しくは条件を付け、取り消し、又は操業の停止を命ずることができる。
- 4 知事は、第1項又は第2項の規定による漁業の許可若しくは起業の認可の内容の変更、制限若しくは条件の付加又は操業の停止を行おうとするときは、聴聞を行わなければならない。
- 5 第28条第2項の規定は、第1項及び第2項の処分をする場合にこれを準用する。

（漁業の許可又は起業の認可の特例）

第25条 知事は、定数漁業のうち船舶ごとに許可を要する漁業については、次の各号の一に該当する場合で、申請の内容が従前の漁業の許可又は起業の認可を受けた内容と同一であるときは、第21条第1項各号の一に該当する場合を

- (1) 許可（知事が指定する漁業に係るものに限る。第4号において同じ。）を受けた者が、その許可の有効期間の満了日の到来のため、その許可を受けた船舶と同一の船舶について許可を申請したとき。
- (2) 許可を受けた者が、その許可の有効期間中に、その許可を受けた船舶を当該知事許可漁業に使用することを廃止し、他の船舶について許可又は起業の認可を申請したとき。
- (3) 許可を受けた者が、その許可を受けた船舶が滅失し、又は沈没したため、滅失又は沈没の日から6月以内（その許可の有効期間中に限る。）に他の船舶について許可又は起業の認可を申請したとき。
- (4) 許可を受けた者から、その許可の有効期間中に、許可を受けた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他相続又は法人の合併若しくは分割以外の事由により当該船舶を使用する権利を取得して当該知事許可漁業を営もうとする者が、当該船舶について許可又は起業の認可を申請したとき。

除き、漁業の許可又は起業の認可をするものとする。

- (1) 漁業の許可を受けた者が、その許可の有効期間中にその許可を受けた船舶を当該漁業に使用することを廃止し、他の船舶について漁業の許可又は起業の認可を申請したとき。
- (2) 漁業の許可を受けた者が、その許可を受けた船舶が滅失し、又は沈没したため、滅失又は沈没の日から6月以内（その許可の有効期間中に限る。）に他の船舶について漁業の許可又は起業の認可を申請したとき。

第26条 知事は、定数漁業のうち船舶ごとに許可を要する漁業の許可を受けた者から、その許可の有効期間中に許可を受けた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他相続又は法人の合併若しくは分割以外の理由により当該船舶を使用する権利を取得して当該漁業を営もうとする者が、当該船舶について漁業の許可又は起業の認可を申請した場合において、その申請が次の各号のいずれかに該当し、かつ、その申請の内容が従前の許可に係る漁業の許可の内容と同一であるときは、第21条第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、漁業の許可又は起業の認可をするものとする。

- (1) 漁業の許可を受けた者が、当該漁業の経営の安定又は合理化を図るため、その経営組織を変更して、他の漁業者若しくは漁業従事者と共同して当該漁業を営む場合又はその者若しくはその者の当該漁業に従事する者を主たる構成員若しくは社員とする法人として当該漁業を営む場合その他これに準ずる場合
- (2) 漁業の許可を受けた者が、その許可に係る船舶の合計総トン数が別に知事が定めて公示する規模に達しない場合において、その規模に達するため、他の船舶をあわせ使用しようとするとき。
- (3) 漁業の許可又は起業の認可を申請した者が、漁業調整若しくは水産資源の保護培養のため又は沿岸漁業の経営の改善に資するため緊急に転換を図る必要があると認められる漁業であつて別に知事が定めて公示するものを営み若しくはこれに従事する者又はこれらを主たる構成員若しくは社員とする法人である場合
- (4) 定数漁業の従事者が自立して当該漁業を営もうとする場合

2 前項第1号の申請は、従前の許可の有効期間の満了日の3月前から1月前までの間にしなければならない。ただし、当該知事許可漁業の状況を勘案し、これによることが適当でないと思われるときは、知事が定めて公示する期間内に申請をしなければならない。

(許可の有効期間)

第16条 許可の有効期間は、次の各号に掲げる漁業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。ただし、前条第1項(第1号に係る部分を除く。)の規定によって許可をした場合は、従前の許可の残存期間とする。

- (1) 法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業並びに第5条第1項第1号から第3号まで、第6号、第10号及び第12号から第15号までに掲げる漁業 5年
- (2) 第5条第1項第4号、第5号、第7号から第9号まで及び第11号に掲げる漁業 3年
- (3) 第5条第1項第16号から第18号までに掲げる漁業 1年

2 知事は、漁業調整のため必要な限度において、鳥取海区漁業調整委員会の意見を聴いて、前項の期間より短い期間を定めることができる。

(変更の許可)

第17条 知事許可漁業の許可又は起業の認可を受けた者が、第12条第1項各号に掲げる事項について、同項の規定により定められた制限措置と異なる内容により、知事許可漁業を営もうとするときは、知事の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により変更の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

2 知事は、前項第2号の規模若しくは同項第3号の漁業を定め、又はこれらを変更しようとするときは、鳥取海区漁業調整委員会の意見を聴くものとする。

(漁業の許可の有効期間)

第10条 漁業の許可の有効期間は、3年とする。ただし、第25条又は第26条第1項の規定によって許可をした場合は、従前の許可の残存期間とする。

2 前項の有効期間は、同一の定数漁業については同一の期日に満了するように定めるものとする。

3 知事は、漁業調整又は水産資源の保護培養のため必要な限度において、鳥取海区漁業調整委員会の意見をきいて、第1項の期間より短い期間を定めることができる。

(漁業の許可の内容の変更の許可)

第12条 漁業の許可を受けた者は、漁業の許可の内容(漁業法第66条第1項に規定する漁業及び第8条第1号から第9号までに掲げる漁業の方法により営む漁業(以下「船舶ごとに許可を要する漁業」という。))にあつては漁業種類(当該漁業を魚種、漁具、漁法等により区分したものをいう。以下同じ。)、船舶の総トン数及び馬力数、操業区域並びに操業期間をいい、その他の漁業の方法により営む漁業にあつては漁業種類、操業区域及び操業期間をいう、以下同じ。)を変更しようとするときは、様式第6号による変更許可申請書を知事に提出して、その許可を受けなければならない。

- (2) 漁業種類
- (3) 知事許可漁業の許可又は起業の認可の番号
- (4) 知事許可漁業の許可又は起業の認可を受けた年月日
- (5) 変更の内容
- (6) 変更の理由

3 知事は、前項の申請書の提出があった場合において必要があるときは、変更の許可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類の提出を求めることができる。

(相続又は法人の合併若しくは分割)

第18条 許可又は起業の認可を受けた者が死亡し、又は合併により解散し、若しくは分割(当該許可又は起業の認可に基づく権利及び義務の全部を承継させるものに限る。)をしたときは、その相続人(相続人が2人以上ある場合においてその協議により知事許可漁業を営むべき者を定めたときは、その者。)又は当該合併後存続する法人、当該合併によって成立した法人若しくは当該分割によって当該権利及び義務の全部を承継した法人は、当該許可又は起業の認可を受けた者の地位を承継する。

2 前項の規定により許可又は起業の認可を受けた者の地位を承継した者は、その事実を証する書面を添え、承継の日から2月以内にその旨を知事に届け出なければならない。

(許可等の失効)

第19条 次の各号のいずれかに該当する場合は、許可又は起業の認可は、その効力を失う。

- (1) 許可を受けた船舶を当該知事許可漁業に使用することを廃止したとき。
- (2) 許可又は起業の認可を受けた船舶が滅失し、又は沈没したとき。
- (3) 許可を受けた船舶を譲渡し、貸し付け、返還し、その他その船舶を使用する権利を失ったとき。

2 第9条第5項の規定は、前項の変更許可申請書の提出があった場合にこれを準用する。

(相続又は法人の合併若しくは分割)

第27条 漁業の許可又は起業認可を受けた者が死亡し、解散し、又は分割(当該漁業の許可又は起業の認可に基づく権利及び義務の全部を承継させるものに限る。)をしたときは、その相続人(相続人が2人以上ある場合においてその協議により漁業を営むべき者を定めたときは、その者)、合併後存続する法人若しくは合併によって成立した法人又は分割によって当該権利及び義務の全部を承継した法人は、当該漁業の許可又は起業の認可を受けた者の地位を承継する。

2 前項の規定により漁業の許可又は起業の認可を受けた者の地位を承継した者は、承継の日から2月以内にその旨を知事に届け出なければならない。

(起業の認可の変更の許可)

第18条 起業の認可を受けた者は、その起業の認可につき漁業の許可の内容となるべき事項を変更しようとするときは、様式第9号による変更許可申請書を知事に提出して、その許可を受けなければならない。

2 第9条第5項の規定は、前項の変更許可申請書の提出があった場合にこれを準用する。

(漁業の許可又は起業の認可の失効)

第31条 漁業の許可又は起業の認可を受けた者が死亡し、又は解散したときは、第27条第1項の規定に基づき承継する場合を除き、その許可又は起業の認可は、その効力を失う。

2 漁業の許可を受けた者が当該漁業を廃止したときは、その許可は、その効力を失う。

3 次の各号の一に該当する場合は、船舶ごとに許可を要する漁業の許可又は起業の認可は、その効力を失う。

- (1) 漁業の許可を受けた船舶を当該漁業に使用することを廃止したとき。
- (2) 漁業の許可又は起業の認可を受けた船舶が滅失し、又は沈没したとき。
- (3) 漁業の許可を受けた船舶を譲渡し、貸し付け、返還し、その他その船舶を使用する権利を失ったとき。

2 許可又は起業の認可を受けた者は、前項各号のいずれかに該当することとなったときは、その日から2月以内にその旨を知事に届け出なければならない。

3 第1項の規定によるほか、許可を受けた者が当該許可に係る知事許可漁業を廃止したときは、当該許可は、その効力を失う。この場合において、許可を受けた者は、当該許可に係る知事許可漁業を廃止した日から2月以内にその旨を知事に届け出なければならない。

(休業等の届出)

第20条 許可を受けた者は、1漁業時期以上にわたって休業しようとするときは、休業期間を定め、あらかじめ知事に届け出なければならない。

2 許可を受けた者は、前項の休業中の漁業につき就業しようとするときは、その旨を知事に届け出なければならない。

(休業による許可の取消し)

第21条 知事は、許可を受けた者がその許可を受けた日から6月間又は引き続き1年間休業したときは、鳥取海区漁業調整委員会の意見を聴いて、その許可を取り消すことができる。

2 許可を受けた者の責めに帰すべき事由による場合を除き、第24条第1項の規定により許可の効力を停止された期間及び法第119条第1項若しくは第2項の規定に基づく命令、法第120条第1項の規定による指示、同条第11項の規定による命令、法第121条第1項の規定による指示又は同条第4項において読み替えて準用する法第120条第11項の規定による命令により知事許可漁業を禁止された期間は、前項の期間に算入しない。

3 第1項の規定による許可の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

(資源管理の状況等の報告)

第22条 許可を受けた者は、毎年3月、6月、9月及び12月の末日における各四半期ごとの次に掲げる事項について、それぞれ翌月の末日までに知事に報告しなければならない。

(休業の届出)

第32条 漁業の許可を受けた者が1漁業時期以上にわたって休業しようとするときは、休業期間を定め、あらかじめ知事に届け出なければならない。

2 前項の規定により休業の届出をした者は、前項の休業中の漁業に就業しようとするときは、その旨を知事に届け出なければならない。

(中海海域又は境水道における漁業の許可に係る届出及び申請の特例)

第32条の2 島根県知事の漁業の許可を受け、又は受けようとする者であつて、中海海域又は境水道を操業区域に含む漁業の許可を受け、又は受けようとするものが行う届出及び申請に係る様式は、第3条、第9条、第12条から第14条まで、第17条及び第18条の規定に関わらず、知事が別に定めるところにより行うことができる。

第29条 知事は、漁業の許可を受けた者がその許可を受けた日から6月間又は引き続き1年間休業したときは、その許可を取り消すことができる。

2 漁業の許可を受けた者の責に帰すべき理由による場合を除き、次条第1項若しくは第52条の規定に基づく処分又は漁業法第67条第1項の規定に基づく指示若しくは同条第11項の規定に基づく命令若しくは同法第68条第1項の規定に基づく指示若しくは同条第4項において準用する同法第67条第11項の規定に基づく命令により操業を停止された期間は、前項の休業の期間に算入しない。

3 前条第2項の規定は、第1項の取消しをする場合にこれを準用する。

(漁獲成績報告書の提出)

第61条 漁業の許可を受けた者は、漁業法第66条第1項及び第8条の規定による漁業ごとに、漁獲成績報告書を操業期間終了後その翌月の末日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 許可を受けた者の氏名（法人にあっては、その名称）
- (2) 許可番号
- (3) 報告の対象となる期間
- (4) 漁獲量その他の漁業生産の実績
- (5) 漁業の方法、操業日数、操業区域その他の操業の状況
- (6) 資源管理に関する取組の実施状況その他の資源管理の状況
- (7) その他必要な事項

2 前項第4号に係る報告は、対象海域（中海海域及び境水道のうち境水道大橋東端の線以西の水域をいう。以下この条において同じ。）のうち鳥取県の管轄に属するもの（以下「鳥取県の対象海域」という。第32条第1項において同じ。）に係る漁業の許可（以下「鳥取県知事の許可」という。）を受けた者であって対象海域のうち島根県の管轄に属するもの（以下「島根県の対象海域」という。）に係る島根県知事の許可（鳥取県知事の許可における漁業に相当する種類の漁業に係るものに限る。）を受けたものについては、鳥取県の対象海域における漁獲と島根県の対象海域における漁獲を区別することが困難である場合は、対象海域に係る漁獲量その他の漁業生産の実績を報告することで足りる。

（適格性の喪失等による許可等の取消し等）

第23条 知事は、許可又は起業の認可を受けた者が第10条第1項第2号又は第11条第1項各号のいずれかに該当することとなったときは、鳥取海区漁業調整委員会の意見を聴いて、当該許可又は起業の認可を取り消さなければならない。

2 知事は、許可又は起業の認可を受けた者が漁業に関する法令の規定に違反したときは、鳥取海区漁業調整委員会の意見を聴いて、当該許可又は起業の認可を変更し、取り消し、又はその効力の停止を命ずることができる。

3 知事は、前項の規定による処分をしようとするときは、行政手続法第13条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

4 第1項又は第2項の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

（公益上の必要による許可等の取消し等）

第24条 知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、鳥取海区漁業調整委員会の意見を聴いて、許可又は起業

ない。

2 前項の漁獲成績報告書の提出に当たっては、中海海域及び境水道のうち境水道大橋東端の線以西の海域（以下「対象海域」という。）のうち鳥取県の管轄に属するもの（以下「鳥取県の対象海域」という。）に係る漁業の許可（以下「鳥取県知事の許可」という。）を受けた者で、対象海域のうち島根県の管轄に属するもの（以下「島根県の対象海域」という。）に係る島根県知事の許可（鳥取県知事の許可における漁業に相当する種類の漁業に係るものに限る。）を受けたものは、鳥取県の対象海域における漁獲と島根県の対象海域における漁獲を区別することが困難である場合は、対象海域に係る漁獲成績報告書を提出することができるものとする。

3 第1項の漁獲成績報告書の様式は、知事が別に定めて公示する。

（漁業の許可又は起業の認可の取消し）

第28条 知事は、漁業の許可又は起業の認可を受けた者が、第22条に規定する適格性を有するものでなくなったときは、その漁業の許可又は起業の認可を取り消すものとする。

2 知事は、前項の規定による漁業の許可又は起業の認可の取消しをするときは、あらかじめ、鳥取海区漁業調整委員会の意見を聴くとともに、当該処分に係る聴聞の期日における審理を公開により行わなければならない。

（漁業調整等のための漁業の許可又は起業の認可の変更等）

第30条 知事は、漁業調整又は水産資源の保護培養のため必要があると認めるときは、漁業の許可又は起業の認可につ

の認可を変更し、取り消し、又はその効力の停止を命ずることができる。

2 前条第3項及び第4項の規定は、前項の規定による処分について準用する。

(許可証の交付)

第25条 知事は、許可をしたときは、その者に対し次に掲げる事項を記載した許可証を交付する。

- (1) 許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）
- (2) 漁業種類
- (3) 操業区域及び漁業時期
- (4) 使用する船舶の船名、漁船登録番号、総トン数並びに推進機関の種類及び馬力数
- (5) 許可の有効期間
- (6) 条件
- (7) その他参考となるべき事項

(許可証の備付け等の義務)

第26条 許可を受けた者は、当該許可に係る漁業を操業するときは、前条の許可証を当該許可に係る船舶内に備え付け、又は自ら携帯し、若しくは操業責任者（船舶の船長、船長の職務を行う者又は操業を指揮する者をいう。以下同じ。）に携帯させなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、許可証の書換え交付の申請その他の事由により許可証を現に行政庁に提出している者が当該許可に係る漁業を操業するときは、知事はその記載内容が許可証の記載内容と同一であり、かつ、当該許可証を行政庁に提出している旨を証明した許可証の写しを、当該許可に係る船舶内に備え付け、又は自ら携帯し、若しくは操業責任者に携帯させれば足りる。

3 前項の場合において、許可証の交付又は還付を受けた者は、遅滞なく同項に規定する許可証の写しを知事に返納しなければならない。

(許可証の譲渡等の禁止)

いて、内容を変更し、制限若しくは条件を付け、取り消し、又は操業の停止を命ずることができる。

2 漁業の許可を受けた者が、漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反したときは、前項と同様とする。

3 前項の規定による処分は、同項の違反者に係る漁業の許可の全部について行うことができる。

4 知事は、第1項又は第2項の規定による漁業の許可若しくは起業の認可の内容の変更、制限若しくは条件の付加又は操業の停止を行おうとするときは、聴聞を行わなければならない。

5 第28条第2項の規定は、第1項及び第2項の処分をする場合にこれを準用する。

(許可証の交付)

第11条 知事は、漁業の許可をしたときは、その申請者に様式第5号による許可証を交付するものとする。

(許可証の携帯義務)

第33条 漁業の許可を受けた者は、当該漁業の許可に係る漁業を操業するときは、第11条の許可証を自ら携帯し、又は操業責任者に携帯させなければならない。

(許可証の譲渡等の禁止)

第27条 許可を受けた者は、許可証又は前条第2項の規定による許可証の写しを他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(許可証の書換え交付の申請)

第28条 許可を受けた者は、許可証の記載事項に変更が生じたとき(船舶の総トン数又は推進機関の馬力数の変更に係るもの)にあっては、その工事が終わったとき又は推進機関の換装が終わったときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した申請書を提出して、知事に許可証の書換え交付を申請しなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 漁業種類
- (3) 許可を受けた年月日及び許可番号
- (4) 書換えの内容
- (5) 書換えを必要とする理由

(許可証の再交付の申請)

第29条 許可を受けた者は、許可証を亡失し、又は毀損したときは、速やかに、理由を付して知事に許可証の再交付を申請しなければならない。

(許可証の書換え交付及び再交付)

第30条 知事は、次に掲げる場合には、遅滞なく、許可証を書き換えて交付し、又は再交付する。

- (1) 第14条第2項の規定により許可に条件を付け、又は同条第1項若しくは第2項の規定により付けた条件を変更し、若しくは取り消したとき。
- (2) 第17条第1項の許可(船舶の総トン数又は推進機関の馬力数の変更に係る許可を除く。)をしたとき。
- (3) 第18条第2項の規定による届出があったとき。
- (4) 第23条第2項又は第24条第1項の規定により、許可を変更したとき。
- (5) 第28条の規定による書換え交付又は前条の規定による再交付の申請があったとき。

(許可証の返納)

第31条 許可を受けた者は、当該許可がその効力を失い、又は取り消された場合には、速やかに、その許可証を知事に返納しなければならない。前条の規定により許可証の書換え交付又は再交付を受けた場合における従前の許可証についても、同様とする。

2 前項の場合において、許可証を返納することができないときは、理由を付してその旨を知事に届け出なければならない。

第34条 漁業の許可を受けた者は、許可証を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(許可証の書換え交付の申請)

第13条 漁業の許可を受けた者は、許可証の記載事項(漁業種類、操業区域及び操業期間に係る事項を除く。)に変更を生じたときは、すみやかに様式第7号による書換え交付申請書により許可証の書換え交付を知事に申請しなければならない。

(許可証の再交付の申請)

第14条 漁業の許可を受けた者は、許可証を亡失し、又はき損したときは、すみやかに様式第8号による再交付申請書により許可証の再交付を知事に申請しなければならない。

(許可証の書換え交付及び再交付)

第15条 知事は、次の各号に掲げる場合には、遅滞なく、許可証を書き換えて交付し、又は再交付するものとする。

- (1) 第12条の許可(船舶の総トン数又は馬力数の変更に係る許可を除く。)をしたとき。
- (3) 第27条第2項の規定による届出があったとき。
- (4) 第30条第1項の規定により、漁業の許可についてその内容を変更し、又は制限若しくは条件を付したとき。
- (2) 第13条の規定による書換え交付又は前条の規定による再交付の申請があったとき。

(許可証の返納)

第16条 漁業の許可を受けた者は、当該許可がその効力を失い、又は取り消された場合には、速やかにその許可証を知事に返納しなければならない。前条の規定により許可証の書換え交付又は再交付を受けた場合における従前の許可証についても同様とする。

2 前項の場合において、許可証を返納することができないときは、理由を付してその旨を知事に届け出なければならない。

3 許可を受けた者が死亡し、又は合併以外の事由により解散し、若しくは合併により消滅したときは、その相続人、清算人又は合併後存続する法人若しくは合併によって成立した法人の代表者が前2項の手続をしなければならない。

(許可番号を表示しない船舶の使用禁止)

第32条 小型機船底びき網漁業の許可を受けた者は、当該許可に係る船舶の外部の両舷側の中央部に別表に定めるところにより当該漁業の許可に係る許可番号を表示しなければ、当該船舶を当該漁業に使用してはならない。ただし、島根県知事の許可を受けた者で島根県内に住所を有するものが、鳥取県の対象海域において島根県知事の定めるところにより当該漁業の許可に係る許可番号を表示して当該漁業を操業する場合は、この限りでない。

2 小型機船底びき網漁業の許可を受けた者は、当該許可がその効力を失い、又は取り消された場合には、速やかに、前項本文の規定による許可番号の表示を抹消しなければならない。

第3章 水産資源の保護培養及び漁業調整に関するその他の措置

(漁業の禁止)

第33条 何人も、次に掲げる漁業の方法により営む漁業を営んではならない。

ない。

3 漁業の許可を受けた者が死亡し、又は解散したときは、その相続人又は合併後存続する法人、合併によって成立した法人若しくは清算人が前2項の手続をしなければならない。

(許可番号の表示等)

第35条 小型機船底びき網漁業の許可を受けた者は、当該許可に係る船舶の外部の両側の中央部の見やすい場所に、別表に定めるところにより当該漁業の許可に係る許可番号を表示しなければ、当該船舶を当該漁業に使用してはならない。ただし、島根県知事の小型機船底びき網漁業の許可を受けた者で島根県内に住所を有するものが、中海海域及び境水道のうち境水道大橋東端の線以西の海域において、島根県知事の定めるところにより当該漁業の許可に係る許可番号を表示して当該漁業を操業する場合は、この限りでない。

2 小型機船底びき網漁業の許可を受けた者は、当該漁業の許可がその効力を失い、又は取り消された場合には、速やかに前項本文の規定によりした表示を消さなければならない。

(中海海域又は境水道における漁業の許可に係る届出及び申請の特例)

第32条の2 島根県知事の漁業の許可を受け、又は受けようとする者であつて、中海海域又は境水道を操業区域に含む漁業の許可を受け、又は受けようとするものが行う届出及び申請に係る様式は、第3条、第9条、第12条から第14条まで、第17条及び第18条の規定に関わらず、知事が別に定めるところにより行うことができる。

第3章 漁業取締り及び水産資源の保護培養

(漁業の許可の内容に違反する操業の禁止)

第36条 漁業の許可を受けた者は、漁業の許可の内容に違反して当該漁業を営んではならない。

(漁業の禁止)

第41条 次に掲げる漁業の方法により営む漁業は、漁業法第65条第1項及び水産資源保護法第4条第1項の規定に基づき、営んではならない。

第2章 水産動植物の採捕の許可

第3章 漁業取締り及び水産資源の保護培養

(採捕の許可の内容に違反する採捕の禁止)

第24条 採捕の許可を受けた者は、採捕の許可の内容に違反して水産動植物を採捕してはならない。

- (1) 沖縄式追込網
- (2) 空釣こぎ

(内水面における水産動植物の採捕の許可)

第34条 内水面において次に掲げる漁具又は漁法によって水産動植物を採捕しようとする者は、漁具又は漁法ごとに知事の許可を受けなければならない。

- (1) 刺網（張網、建網、狩刺網及び流刺網をいう。以下同じ。）
- (2) 敷網
- (3) 地びき網
- (4) 船びき網
- (5) えびこぎ網
- (6) 手繰網
- (7) ふくろ網
- (8) 投網（千代川水系、天神川水系又は日野川水系の河川においてさくらます又はさつきますをとることを目的とする場合に限る。）
- (9) えり

2 前項の規定は、次に掲げる場合には適用しない。

- (1) 漁業権又は組合員行使権を有する者がこれらの権利に基づいて採捕する場合
- (2) 法第170条第1項の遊漁規則に基づいて採捕する場合

3 第1項の許可（以下この条において「採捕の許可」という。）を受けようとする者は、漁具又は漁法ごとに、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 採捕の種類
- (3) 採捕する区域、期間及び水産動植物の種類
- (4) 漁具の数及び規模
- (5) 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数並びに推進機関の種類及び馬力数
- (6) 採捕に従事する者の氏名及び住所
- (7) その他参考となるべき事項

4 次の各号のいずれかに該当する場合は、知事は、採捕の許可

- (2) 沖縄式追込網
- (1) 空釣こぎ

(採捕の許可)

第8条 次に掲げる漁具又は漁法によって水産動植物を採捕しようとする者は、漁具又は漁法ごとに知事の許可を受けなければならない。ただし、漁業権若しくは入漁権に基づいて採捕する場合又は漁業法第129条第1項の遊漁規則に基づいて採捕する場合は、この限りでない。

- (1) 刺網（張網、建網、狩刺網及び流刺網をいう。以下同じ。）
- (2) 敷網
- (3) 地びき網
- (4) 船びき網
- (5) えびこぎ網
- (6) 手繰網
- (7) ふくろ網
- (8) 投網（千代川水系、天神川水系又は日野川水系に係る河川においてさくらます又はさつきますを採捕する場合に限る。）
- (9) えり

(許可の申請)

第9条 前条の規定による許可（以下「採捕の許可」という。）を受けようとする者は、様式第5号による許可申請書により許可を知事に申請しなければならない。

2 知事は、前項の申請書の提出があった場合において必要があるときは、採捕の許可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類の提出を求めることができる。

(採捕の許可をしない場合)

第18条 知事は、次の各号の一に掲げる場合は、採捕の許可をし

をしてはならない。

- (1) 申請者が第11条第1項第1号から第4号までのいずれかに該当する者である場合
- (2) 漁業調整のため必要があると認める場合

- 5 採捕の許可の有効期間は、3年とする。ただし、漁業調整のため必要があると認められるときは、知事は、3年を超えない範囲内で、鳥取県内水面漁場管理委員会の意見を聴いて、その期間を別に定めることができる。
- 6 採捕の許可を受けた者が死亡し、解散し、又は分割（当該許可に係る事業の全部を承継させるものに限る。）をしたときは、当該許可は、その効力を失う。
- 7 知事は、採捕の許可を受けた者がその許可を受けた日から6月間又は引き続き1年間その許可に係る漁具又は漁法により水産動植物を採捕しないときは、鳥取県内水面漁場管理委員会の意見を聴いて、その許可を取り消すことができる。
- 8 採捕の許可を受けた者の責めに帰すべき事由による場合を除き、第13項において準用する第24条第1項の規定により許可の効力を停止された期間及び法第120条第1項の規定による指示若しくは同条第11項の規定による命令により第1項各号に掲げる漁具又は漁法による水産動植物の採捕を禁止された期間は、前項の期間に算入しない。
- 9 知事は、採捕の許可をしたときは、その者に対し次に掲げる事項を記載した許可証を交付する。
 - (1) 採捕の許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）
 - (2) 採捕に従事する者の氏名及び住所
 - (3) 使用する船舶の名称及び漁船登録番号
 - (4) 許可の有効期間
 - (5) 条件
 - (6) その他参考となるべき事項
- 10 採捕の許可を受けた者は、当該許可に係る漁具又は漁法により水産動植物を採捕するときは、前項の許可証を自ら携帯し、又は採捕に従事する者に携帯させなければならない。

ないものとする。

- (1) 申請者が漁業に関する法令を遵守する精神を著しく欠く者であるとき。
 - (2) 漁業調整又は水産資源の保護培養のため必要があると認めるとき。
- 2 知事は、前項第1号の規定により採捕の許可をしないときは、あらかじめ、鳥取県内水面漁場管理委員会の意見を聴くとともに、公開による意見の聴取を行わなければならない。
 - 3 前項の意見の聴取に際しては、当該申請者又はその代理人は、当該事案について弁明し、かつ、証拠を提出することができる。
 - 4 知事は、第1項第2号の規定により採捕の許可をしないときは、鳥取県内水面漁場管理委員会の意見を聴くものとする。
(採捕の許可の有効期間)

第10条 採捕の許可の有効期間は、3年とする。

- 2 知事は、漁業調整又は水産資源の保護培養のため必要な限度において、鳥取県内水面漁場管理委員会の意見をきいて、前項の期間より短い期間を定めることができる。
(採捕の許可の失効)

第21条 採捕の許可を受けた者が死亡し、解散し、又は分割（当該許可に係る事業の全部を承継させるものに限る。）をしたときは、当該許可は、その効力を失う。

(許可証の交付)

第11条 知事は、採捕の許可をしたときは、その申請者に様式第6号による許可証を交付するものとする。

(許可証の携帯義務)

第22条 採捕の許可を受けた者は、当該許可に係る漁具又は漁法により水産動植物の採捕をするときは、第11条の許可証を自ら携帯し、又は従事者に携帯させなければならない。

- 11 前項の規定にかかわらず、許可証の書換え交付の申請その他の事由により現に許可証を行政庁に提出している者が当該許可に係る漁具又は漁法により水産動植物を採捕するときは、知事はその記載内容が許可証の記載内容と同一であり、かつ、当該許可証を行政庁に提出している旨を証明した許可証の写しを自ら携帯し、又は採捕に従事する者に携帯させれば足りる。
- 12 前項の場合において、許可証の交付又は還付を受けた者は、遅滞なく同項に規定する許可証の写しを知事に返納しなければならない。
- 13 第9条第2項、第10条第2項及び第3項、第14条、第21条第3項、第23条、**第24条**並びに第27条から第31条までの規定は、採捕の許可について準用する。

(採捕の許可の制限又は条件) **【新規則 § 14】**

第12条 知事は、漁業調整又は水産資源の保護培養のため必要があると認めるときは、採捕の許可をするに当たり、当該許可に制限又は条件を付けることができる。

【新規則 § 21③：休業による許可取消しに係る公開審理】

(採捕の許可の取消し) **【新規則 § 23】**

第19条 知事は、採捕の許可を受けた者が前条第1項第1号の規定に該当することとなったときは、その許可を取り消すものとする。

2 知事は、前項の規定による採捕の許可の取消しをするときは、あらかじめ、鳥取県内水面漁場管理委員会の意見を聴くとともに、当該処分に係る聴聞の期日における審理を公開により行わなければならない。

(漁業調整等のための採捕の許可の内容の変更等) **【新規則 § 24】**

第20条 知事は、漁業調整又は水産資源の保護培養のため必要があると認めるときは、採捕の許可について、内容を変更し、制限若しくは条件を付け、当該許可を取り消し、又は水産動植物の採捕の停止を命ずることができる。

2 採捕の許可を受けた者が、漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反したときも、前項と同様とする。

3 前項の規定による処分は、同項の違反者に係る採捕の許可の全部について行うことができる。

4 知事は、第1項又は第2項の規定による採捕の許可の内容の変更、制限若しくは条件の付加又は採捕の停止を行おうとするときは、聴聞を行わなければならない。

5 第19条第2項の規定は、第1項又は第2項の処分をする場合にこれを準用する。

(許可証の譲渡等の禁止) **【新規則 § 27】**

第23条 採捕の許可を受けた者は、許可証を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(許可証の書換え交付の申請) **【新規則 § 28】**

第14条 採捕の許可を受けた者は、許可証の記載事項(許可の内

(禁止期間)

第35条 何人も、次の表の左欄に掲げる水産動植物を、それぞれ同表の右欄に掲げる期間中、採捕してはならない。ただし、第1種共同漁業を内容とする漁業権に係る組合員行使権に基づいて種苗として採捕する場合は、この限りでない。

(禁止期間)

第38条 次の表の左欄に掲げる水産動植物は、それぞれ同表右欄に掲げる期間は、これを採捕してはならない。ただし、第1種共同漁業若しくは第3種区画漁業を内容とする漁業権又はこれらに係る入漁権に基づいて種苗として採捕する場合は、この限りでない。

容である事項を除く。)に変更を生じたときは、すみやかに様式第8号による書換え交付申請書により許可証の書換え交付を知事に申請しなければならない。

(許可証の再交付の申請) 【新規則 § 29】

第15条 採捕の許可を受けた者は、許可証を亡失し、又はき損したときは、すみやかに様式第9号による再交付申請書により許可証の再交付を知事に申請しなければならない。

(許可証の書換え交付及び再交付) 【新規則 § 30】

第16条 知事は、次の各号に掲げる場合には、遅滞なく、許可証を書き換えて交付し、又は再交付するものとする。

- (1) 第13条第1項の許可をしたとき。
- (2) 第14条の規定による書換え交付又は前条の規定による再交付の申請があったとき。
- (3) 第20条第1項の規定により、採捕の許可について、その内容を変更し、又は制限若しくは条件を付けたとき。

(許可証の返納) 【新規則 § 31】

第17条 採捕の許可を受けた者は、当該許可がその効力を失い、又は取り消された場合には、速やかにその許可証を知事に返納しなければならない。前条の規定により許可証の書換え交付又は再交付を受けた場合における従前の許可証についても同様とする。

- 2 前項の場合において、許可証を返納することができないときは、理由を付してその旨を知事に届け出なければならない。
- 3 採捕の許可を受けた者が死亡し、又は解散したときは、その相続人又は合併後存続する法人、合併によって成立した法人若しくは清算人が前2項の手続をしなければならない。

(採捕の許可の内容の変更の許可)

第13条 採捕の許可を受けた者は、採捕の許可の内容(採捕の種類(当該漁具又は漁法による水産動植物の採捕を魚種等により区分したものをいう。)、採捕区域及び採捕期間をいう。以下同じ。)を変更しようとするときは、様式第7号による変更許可申請書を知事に提出して、その許可を受けなければならない。

- 2 第9条第2項の規定は、前項の変更許可申請書の提出があった場合にこれを準用する。

水産動植物	禁止期間
えごのり（いぎす）	5月1日から7月20日まで
てんぐさ	1月1日から6月5日まで

2 何人も、中海海域及び境水道において、次の表の左欄に掲げる漁具を、それぞれ同表右欄に掲げる期間中に使用してはならない。

漁具の種類	禁止期間
こうがい網（動力漁船で使用するものを除く。）	4月1日から5月31日まで
網目1.8センチメートル以内の網（小型定置網、すくい網及びあみえびをとることを目的とするひき網を除く。）	4月1日から8月31日まで
網目1.5センチメートル未満の網（小型定置網に限る。）	4月1日から12月31日まで

3 第1項の規定に違反して採捕した水産動植物又はその製品は、所持し、又は販売してはならない。

（全長等の制限）

第36条 何人も、次の表の左に掲げる水産動物であって、それぞれ同表の右欄に掲げる大きさのものを採捕してはならない。ただし、第1種共同漁業を内容とする漁業権に係る組合員行使権に基づいて種苗として採捕する場合は、この限りでない。

水産動物	大きさ
うなぎ	全長30センチメートル以下
あさり及びこたまがい	殻長3センチメートル以下
あわび	殻長9センチメートル以下
さざえ	殻蓋（へた）の長径2センチメートル以下

水産動植物の種類	禁止期間
てんぐさ	1月1日から6月5日まで
えごのり（いぎす）	5月1日から7月20日まで
あゆ	2月1日から5月31日まで
わかさぎ	4月1日から10月14日まで（中海海域及び境水道に限る。）
べにずわいがに	7月1日から8月31日まで
なまこ	5月1日から8月31日まで（中海海域及び境水道に限る。）
しらうお	6月1日から11月14日まで（中海海域及び境水道に限る。）

2 前項の規定に違反して採捕した水産動植物及びその製品は、所持し、又は販売してはならない。

第39条 中海海域及び境水道において、次の表の左欄に掲げる漁具は、それぞれ同表右欄に掲げる期間は、これを使用してはならない。

漁具の種類	禁止期間
こうがい網（動力漁船で使用するものを除く。）	4月1日から5月31日まで
網目1.8センチメートル以内の網（小型定置網、すくい網及びあみえびの採捕を目的とするひき網を除く。）	4月1日から8月31日まで
網目1.5センチメートル未満の網（小型定置網に限る。）	4月1日から12月31日まで

（殻長等の制限）

第40条 次の表の左欄に掲げる水産動物で、それぞれ同表右欄に掲げる大きさのものは、これを採捕してはならない。ただし、第1種共同漁業若しくは第3種区画漁業を内容とする漁業権又はこれらに係る入漁権に基づいて種苗として採捕する場合は、この限りでない。

水産動物の種類	大きさ
あさり及びはまぐり	殻長 3センチメートル以下
さざえ	殻蓋（へた）の長径2センチメートル以下
あわび	殻長 9センチメートル以下
うなぎ	全長 30センチメートル以下

（全長の制限）

第27条 次の表の左欄に掲げる水産動物で、それぞれ同表右欄に掲げる大きさのものは、これを採捕してはならない。

水産動物の種類	大きさ
いわな、かわます、にじます、やまめ、あまご、さくらます及びさつまます	全長15センチメートル以下
うなぎ	全長30センチメートル以下

2 何人も、内水面において、あまご（さつきますのうち、ふ化後引き続き淡水域で生活しているものをいう。以下同じ。）、いわな、かわます、さくらます、さけ、さつきます、にじます、やまめ（さくらますのうち、ふ化後引き続き淡水域で生活しているものをいう。以下同じ。）又はかじかの産んだ卵を採捕してはならない。

3 前2項の規定に違反して採捕した水産動物又はその製品は、所持し、又は販売してはならない。

（漁具漁法の制限及び禁止）

第37条 何人も、水中に電流を通じてする漁法により水産動物を採捕してはならない。

2 何人も、内水面において、次に掲げる漁具又は漁法により水産動植物を採捕してはならない。

(1) 火光その他の照明を利用する投網（天神川水系の河川において採捕する場合に限る。）

(2) 潜水器（簡易潜水器を含む。）

(3) 刺網（千代川水系、天神川水系又は日野川水系の河川において採捕する場合に限る。）

(4) かにかご（千代川水系、天神川水系又は日野川水系の河川において8月1日から9月25日までの期間にもくずがにをとる場合に限る。）

(5) 水中において照明を利用してする漁法

(6) **びんづけ漁法**

(7) 瀬干し（一定区域内の水を除去して採捕する漁法をいう。）

(8) ふなや（岸边その他の場所に穴を掘り、その中に入った魚を採捕する漁法をいう。）

(9) 鶺鴒使い（鶺鴒を利用して採捕する漁法をいう。）

(10) 鉄砲やす（人力以外の動力を利用してやすを発射させて採捕する漁法をいう。）

(11) はねかわ（木、竹、枝葉、布その他これに類するものを取り付けた糸又は綱その他これに類するもので魚を威嚇して採捕する漁法をいう。）

(12) あゆなぐり（竹、木その他これに類するものの柄の先

2 前項の規定に違反して採捕した水産動物及びその製品は、所持し、又は販売してはならない。

（漁具又は漁法の禁止及び制限）

第42条 水中に電流を通じてする漁法により水産動物を採捕してはならない。

こい	全長15センチメートル以下
ふな	全長10センチメートル以下（千代川水系、天神川水系又は日野川水系に係る河川において採捕するものに限る。）
しじみ	殻長1.9センチメートル以下（東郷池において採捕するものに限る。）

（卵の採捕の禁止）

第28条 さけ、いわな、かわます、にじます、やまめ、あまご、さくらます、さつきます又はかじかの放産した卵は、これを採捕してはならない。

（水産動物等の所持等の禁止）

第29条 前3条の規定に違反して採捕した水産動物又はその製品は、所持し、又は販売してはならない。

（漁具又は漁法の禁止）

第30条 次の各号に掲げる漁具又は漁法により、水産動植物を採捕してはならない。

(1) 水中に電流を通じてする漁法

(3) 火光その他の照明を利用する投網（天神川水系に係る河川において採捕する場合に限る。）

(4) 潜水器（簡易潜水器を使用するものを含む。）

(11) 刺網（千代川水系、天神川水系又は日野川水系に係る河川において採捕する場合に限る。）

(15) かにかご（千代川水系、天神川水系又は日野川水系に係る河川において8月1日から9月25日までの期間にもくずがにを採捕する場合に限る。）

(2) 水中において照明を利用してする漁法

(5) びん漬

(6) 瀬干し

(7) ふなや

(8) 鶺鴒使い

(9) 鉄砲やす

(10) はねかわ

(12) あゆなぐり（ちよん掛け）

端にひっかけ針を取り付けたものを使用して採捕する漁法をいう。)

(13) いたちがわ (いたちの皮その他これに類するものを使用して魚を威嚇し、網漁具を使用して採捕する漁法をいう。)

(14) 上り瀬又は下り瀬 (水中に竹、木、石その他これに類するものを敷設して魚の通路を遮断し、遮断した通路の一部に竹す、かご、網その他これに類するものを設置して採捕する漁法をいう。)

第38条 次の表の左欄に掲げる漁具又は漁法により同表の中欄に掲げる区域において水産動植物を採捕する場合は、それぞれ同表の右欄に掲げる範囲のものとしなければならない。

漁具又は漁法	区 域	範 囲
えびけた網	海面	ビームの長さ 10メートル以下
自家用餌料びき網	北緯35度29分53秒東経133度27分28秒の点(西伯郡阿弥陀川河口中央)と北緯35度34分3秒東経133度19分37秒の点(島根県地蔵崎)を結んだ直線以東の水域(以下「東部海域」という。)	ビームの長さ 7メートル以下
	東部海域以外の水域	ビームの長さ

第43条 次の表の左欄に掲げる漁具により水産動物を採捕する場合には、当該漁具は、それぞれ同表右欄に掲げる範囲でなければならない。

漁具の種類	範 囲
えびけた網	ビームの長さ 10メートル以下
自家用餌料びき網	ビームの長さ 7メートル以下(西伯郡阿弥陀川河口中央と島根県地蔵崎とを結ぶ線以東の海域(以下「東部海域」という。)に限る。) ビームの長さ 5メートル以下(東部海域以外の海域に限る。)

(13) いたちがわ

(14) 上り瀬又は下り瀬

2 前項各号に掲げるもののうち「びん漬」とは、びん等の容器の中にえさを入れ、魚をその中に潜入させて採捕する漁法をいい、「瀬干し」とは、一定区域内の水を除去して採捕する漁法をいい、「ふなや」とは、岸辺等に穴を掘り、その中に魚を潜入させて採捕する漁法をいい、「鶉使い」とは、鶉を利用して採捕する漁法をいい、「鉄砲やす」とは、人力以外の動力を利用してやすを発射させて採捕する漁法をいい、「はねかわ」とは、木、竹、枝葉、布等を取り付けた糸又は綱等で魚を威嚇して採捕する漁法をいい、「あゆなぐり(ちょん掛け)」とは、竹、木等の柄の先端にひっかけ針を取り付けたものを使用して採捕する漁法をいい、「いたちがわ」とは、いたちの皮又はその他これに類するものを使用して魚を威嚇し、網漁具を使用して採捕する漁法をいい、「上り瀬又は下り瀬」とは、水中に竹、木、石等を敷設して魚の通路をしゃ断し、しゃ断した通路の一部に竹す、かご、網等を設置して採捕する漁法をいう。

(漁具又は漁法の制限)

第31条 次の表の左欄に掲げる漁具又は漁法により水産動植物を採捕する場合には、当該漁具又は漁法は、同表中欄に掲げる区域においては、それぞれ同表右欄に掲げる範囲でなければならない。

漁具又は漁法の種類	区 域	範 囲
地びき網	県下全河川 県下全湖沼	網目の大きさ6センチメートル以上 網肩の長さ90メートル、網幅6メートル以下。ただし、こい又はふなを採捕することを目的とする場合は、網の両端に、30メートル以内であって網目の大きさ12センチメートル以上の袖網をつけることができる。
船びき網	県下全湖沼	〃
手繰網	県下全内	網肩の長さ54メートル網幅1.9メー

		5メートル以下
地びき網	河川	網目の大きさ6センチメートル以上
	湖沼	網肩の長さ90メートル、網幅6メートル以下。ただし、こい又はふなをとることを目的とする場合は、網の両端に、30メートル以内であって網目の大きさ12センチメートル以上の袖網をつけることができる。
船びき網	湖沼	網肩の長さ90メートル、網幅6メートル以下。ただし、こい又はふなをとることを目的とする場合は、網の両端に、30メートル以内であって網目の大きさ12センチメートル以上の袖網をつけることができる。
手繰網	内水面	網肩の長さ54メートル網幅1.9メートル以下
石がま内において使用する網	内水面	網目の大きさ3センチメートル以上

		水面	トル以下
石がま内において使用する網	県下全内水面	水面	網目の大きさ3センチメートル以上
う川又は寄場を使用する投網	県下全内水面	水面	網目の大きさ2センチメートル以上
ぼら又はせいごを採捕することを目的とする刺網	県下全内水面	水面	網目の大きさ3.6センチメートル以上
ぬかえびを採捕することを目的とする船びき網	大だも	県下全内水面	口前弓形部(方言やま)の高さ1.2メートル以上
	中だも	県下全内水面	口前弓形部(方言やま)の高さ1.2メートル以下75センチメートル以上。ただし、「かえり」をつけてはならない。
	小だも	県下全内水面	口前弓形部(方言やま)の高さ75センチメートル以下。ただし、「かえり」をつけてはならない。
じょれん	東郷池		目合1.2センチメートル以上

う川又は寄揚に使用する投網	内水面		網目の大きさ 2センチメートル以上
ぼら又はせいごをとることを目的とする刺網	内水面		網目の大きさ 3.6センチメートル以上
ぬかえびをとることを目的とする船びき網	大だも	内水面	口前弓形部（やま）の高さ 1.2メートル以上
	中だも	内水面	口前弓形部（やま）の高さ 75センチメートル以上1.2メートル以下。ただし、「かえり」をつけてはならない。
	小だも	内水面	口前弓形部（やま）の高さ 75センチメートル以下。ただし、「かえり」をつけてはならない。
じょれん	東郷池		目合1.2センチメートル以上

(禁止区域等)

第39条 次の表の左欄に掲げる区域において、それぞれ同表の右欄に掲げる漁業の操業をしてはならない。

禁 止 区 域	漁 業 の 種 類
最大高潮時海岸線から15,000メートル以内の水域	中型まき網漁業であって総トン数20トン以上の船舶によるもの（とびうおまき網漁業及びぼらまき網漁業を除く。）
最大高潮時海岸線	中型まき網漁業であって総トン数20

(禁止区域)

第45条 次の表の左欄に掲げる漁業は、それぞれ同表右欄に掲げる区域内においては、操業してはならない。

漁業の種類	禁止区域
中型まき網漁業（とびうおまき網漁業及びぼらまき網漁業を除く。）	総トン数20トン以上の船舶によるもの 最大高潮時海岸線から15,000メートル以内の海域
総トン数20	最大高潮時海岸線から7,000メ

から7,000メートル以内の水域	トン未満の船舶によるもの（とびうおまき網漁業及びびらまき網漁業を除く。）
------------------	--------------------------------------

トン未満の船舶によるもの	メートル以内の海域
小型まき網漁業（とびうおまき網漁業及びびらまき網漁業を除く。）及び浮敷網漁業	東部海域にあっては最大高潮時海岸線から2,000メートル以内及び東部海域以外の海域にあっては鳥取県地先における最大高潮時海岸線から4,000メートル以内の海域
えびけた網漁業	東部海域以外の海域のうち鳥取県地先における最大高潮時海岸線から2,000メートル以内の海域
こうがい網漁業	最大高潮時海岸線から1,500メートル以内の海域

2 次の表の左欄に掲げる河川又は湖沼のうち同表の中欄に掲げる区域においては、それぞれ同表の右欄に掲げる期間中、水産動植物を採捕してはならない。

河川又は湖沼	禁止区域	禁止期間
千代川水系の河川	次に掲げるアの点とイの点を結んだ直線（八頭郡智頭町大字智頭におけるかんがい用えん堤（関屋堰）上流端から上流10メートル）以北、次に掲げるウの点とエの点を結んだ直線（同えん堤上流端から下流40メートル）以南の水域 ア 北緯35度16分28.9秒東経134度13分24.3秒の点 イ 北緯35度16分29.0秒東経134度13分26.2秒の点 ウ 北緯35度16分30.5秒東経134度13分24.1秒の点 エ 北緯35度16分30.7秒東経134度13分26.3秒の点	1月1日から12月31日まで
	次に掲げるアの点とイの点を結んだ直線（八頭郡智頭町大字市瀬鳥巢におけるかんがい用えん堤上流端から上流10メートル）以東、次に掲げるウの点とエの点を結んだ直線（同えん堤上流端から下流50メートル）以西の水域 ア 北緯35度16分47.3秒東経134	

（禁止区域及び禁止期間）

第32条 次の表の左欄に掲げる河川又は湖沼で、同表中欄に掲げる区域内においては、それぞれ同表右欄に掲げる期間は、水産動植物を採捕してはならない。

河川及び湖沼の名称	禁止区域	禁止期間
千代川水系に係る河川	八頭郡智頭町大字智頭におけるかんがい用えん堤（関屋堰）上流端から上流10メートル、下流40メートルの区域 鳥取市用瀬町安蔵におけるかんがい用えん堤上流端から上流10メートル、下流60メートルの区域 八頭郡八頭町島における中国電力株式会社設置のえん堤上流端から上流20メートル、下流150メートルの区域 八頭郡若桜町大字樋戸前における中国電力株式会社設置のえん堤上流端から上流18メートル、下流180メートルの区域	1月1日から12月31日まで
	鳥取市源太における鳥取市設置の水管橋下流端から下流1,800メートルの区域	9月26日から11月10日まで
	八頭郡智頭町大字市瀬鳥巢におけるかんがい用えん堤上流端から上流10メートル、下流50メートルの区域	1月1日から12月31日まで

度13分34.6秒の点 イ 北緯35度16分44.8秒東経134度13分33.8秒の点 ウ 北緯35度16分47.2秒東経134度13分36.9秒の点 エ 北緯35度16分45.4秒東経134度13分36.2秒の点	
次に掲げるアの点とイの点を結んだ直線（鳥取市用瀬町安蔵におけるかんがい用えん堤上流端から上流10メートル）以北、次に掲げるウの点とエの点を結んだ直線（同えん堤上流端から下流60メートル）以南の水域 ア 北緯35度19分0.8秒東経134度11分40.2秒の点 イ 北緯35度19分1.0秒東経134度11分43.0秒の点 ウ 北緯35度19分3.1秒東経134度11分40.0秒の点 エ 北緯35度19分3.4秒東経134度11分42.2秒の点	
次に掲げるアの点とイの点を結んだ直線（鳥取市河原町曳田における大井手かんがい用えん堤上流端から上流50メートル）以北、次に掲げるウの点とエの点を結んだ直線（同えん堤上流端から下流100メートル）以南の水域 ア 北緯35度23分49.2秒東経134度12分5.4秒の点 イ 北緯35度23分47.7秒東経134度12分12.9秒の点 ウ 北緯35度23分54.1秒東経134度12分6.9秒の点 エ 北緯35度23分52.5秒東経134度12分14.5秒の点	
次に掲げるアの点とイの点を結んだ直線（八頭郡若桜町大字若桜樋戸前における中国電力株式会社設置のえん堤上流端から上流18メートル）以西、次に掲げるウの点とエの点を結んだ直線（同えん堤上流端から下流180メートル）以東の水	

鳥取市秋里における潮止めえん堤上流端から上流30メートル、下流50メートルの区域	2月1日から5月31日まで
鳥取市河原町八日市におけるかんがい用えん堤上流端から上流30メートル、下流50メートルの区域	1月1日から12月31日まで
八頭郡八頭町安井宿における中国電力株式会社設置の放水路及びその上流堤から上流50メートル、下流100メートルの区域	
鳥取市河原町曳田における大井手かんがい用えん堤上流端から上流50メートル、下流100メートルの区域	
鳥取市河原町片山におけるかんがい用えん堤上流端から上流50メートル、下流100メートルの区域	4月1日から6月30日まで
天神川水系東伯郡三朝町大字大柿における中国電力株式会社設置のえん堤上流端から上流18メートル、下流180メートルの区域	1月1日から12月31日まで
倉吉市上余戸における郡山えん堤下流端から下流20メートルの区域	
倉吉市田内における鳥取県設置の羽合用水えん堤下流端から下流30メートルの区域	
日野川水系日野郡江府町大字洲河崎における中国電力株式会社設置のえん堤上流端から上流18メートル、下流360メートルの区域	1月1日から12月31日まで
日野郡江府町大字佐川における中国電力株式会社設置のえん堤（旭えん堤）上流端から上流18メートル、下流360メートルの区域	
日野郡江府町大字佐川における中国電力株式会社設置のえん堤（佐川えん堤）上流端から上流18メートル、下流80メートルの区域	
米子市古豊千における米川えん堤（米子市観音寺側を含む。）上	2月1日から6月30日まで

域	
ア 北緯35度21分1.4秒東経134度23分25.2秒の点	
イ 北緯35度21分3.4秒東経134度23分26.1秒の点	
ウ 北緯35度21分4.8秒東経134度23分17.6秒の点	
エ 北緯35度21分6.9秒東経134度23分18.9秒の点	
次に掲げるアの点とイの点を結んだ直線（八頭郡八頭町南における中国電力株式会社設置のえん堤上流端から上流20メートル）以西、次に掲げるウの点とエの点を結んだ直線（同えん堤上流端から下流150メートル）以東の水域	
ア 北緯35度21分14.4秒東経134度21分14.7秒の点	
イ 北緯35度21分16.6秒東経134度21分14.8秒の点	
ウ 北緯35度21分15.4秒東経134度21分7.8秒の点	
エ 北緯35度21分17.7秒東経134度21分8.4秒の点	
八頭郡八頭町安井宿におけ中国電力株式会社設置の放水路及び次に掲げるアの点とイの点を結んだ直線（同放水路端上流端と対岸を結ぶ線から下流100メートル）以南、次に掲げるウの点とエの点を結んだ直線（同放水路端上流端と対岸を結ぶ線から上流50メートル）以北の水域	
ア 北緯35度22分53.3秒東経134度17分18.7秒	
イ 北緯35度22分50.7秒東経134度17分15.0秒	
ウ 北緯35度22分49.4秒東経134度17分22.2秒	
エ 北緯35度22分47.1秒東経134度17分19.1秒	
次に掲げるアの点とイの点を結んだ直線（鳥取市秋里における潮止めえん堤上流端から上流30メー	2月1日から5月31日まで

流端から上流36メートル、下流360メートルの区域	及び9月26日から11月10日まで
西伯郡伯耆町吉定におけるかんがい用えん堤（五千石えん堤）上流端から上流30メートル、下流150メートルの区域	1月1日から5月31日まで
米子市観音寺における鳥取県設置のかんがい用えん堤上流端から上流18メートル、下流180メートルの区域（法勝寺川）及び日野川本流との取入水路	2月1日から6月30日まで及び9月26日から11月10日まで
湖山池及び鳥取市金沢における湖山川河口から上流500メートル及び同河口から右岸150メートル、左岸50メートルの間の沖合100メートルの区域	1月1日から12月31日まで
鳥取市金沢における忠魂碑と宇田川尻の枝川河口右岸を結ぶ線以西の湖山池の区域	
鳥取市福井における福井川河口から上流660メートルの区域	5月15日から7月15日まで
鳥取市金沢における坂津橋下流端から下流の宇田川の区域	
鳥取市松原における枝川河口から上流595メートルの区域	
鳥取市高住における高住川河口から上流315メートルの区域	
鳥取市布勢における県道湖山停車場布勢線の西側路端から下流の新内新田川の区域及び旧内新田川の区域	
鳥取市湖山町南二丁目における古川と垂井川との合流点に設置された扉門の上流端から上流370メートルの垂井川の区域	
東郷池及び東伯郡湯梨浜町大字龍島及び大字引地における東郷川河口から上流180メートルの区域	1月1日から3月31日まで及び5月15日から7月15日まで
東伯郡湯梨浜町大字長和田における羽衣石橋下流端から下流の羽衣石川の区域	
東伯郡湯梨浜町大字長江におけ	5月15日から

	<p>ル)以北、次に掲げるウの点とエの点を結んだ直線(同えん堤上流端から下流50メートル)以南の水域</p> <p>ア 北緯35度30分47.4秒東経134度12分39.9秒の点</p> <p>イ 北緯35度30分49.2秒東経134度12分47.9秒の点</p> <p>ウ 北緯35度30分50.1秒東経134度12分39.1秒の点</p> <p>エ 北緯35度30分51.8秒東経134度12分47.1秒の点</p>	
	<p>次に掲げるアの点とイの点を結んだ直線(鳥取市河原町片山におけるかんがい用えん堤上流端から上流50メートル)以西、次に掲げるウの点とエの点を結んだ直線(同えん堤上流端から下流100メートル)以東の水域</p> <p>ア 北緯35度24分15.0秒東経134度12分39.0秒の点</p> <p>イ 北緯35度24分20.6秒東経134度12分40.5秒の点</p> <p>ウ 北緯35度24分16.3秒東経134度12分33.3秒の点</p> <p>エ 北緯35度24分22.5秒東経134度12分34.7秒の点</p>	4月1日から 6月30日まで
	<p>鳥取市源太における鳥取市設置の水管橋下流端の線以北、次に掲げるアの点とイの点を結んだ直線(同水管橋下流端から下流1,800メートル)以南の水域</p> <p>ア 北緯35度29分0秒東経134度12分45秒の点</p> <p>イ 北緯35度29分0秒東経134度12分56秒の点</p>	9月26日から 11月10日まで
天神川水系の河川	<p>次に掲げるアの点とイの点を結んだ直線(東伯郡三朝町大字大柿における中国電力株式会社設置のえん堤上流端から上流18メートル)以北、次に掲げるウの点とエの点を結んだ直線(同えん堤上流端から下流180メートル)以南の水域</p> <p>ア 北緯35度21分50.2秒東経133度50分51.5秒の点</p>	1月1日から 12月31日まで

	<p>る湖西農免農道の東側路端から下流の長江港川の区域</p> <p>東伯郡湯梨浜町大字門田における門田橋下流端から下流の埴見川の区域</p> <p>東伯郡湯梨浜町大字下浅津における県道東郷湖線の東側路端から下流の下の大井手の区域</p> <p>東伯郡湯梨浜町大字藤津における藤津橋下流端から下流の舎人川の区域</p> <p>東伯郡湯梨浜町大字南谷における県道東郷羽合線の南側路端から下流のかまがつぼ排水路の区域</p>	7月15日まで
天神川尻	<p>東伯郡湯梨浜町はわい長瀬字4の浜根荒神2622の1原野地先(天神川本流右岸)と同地点から260度に引いた線と対岸との交点を結んだ線から下流の区域</p>	2月1日から 6月30日まで 及び9月26日から 11月10日まで
日野川尻	<p>米子市皆生字中野浪新田862の2(日野川本流左岸)と同地点から110度に引いた線と対岸との交点を結んだ線から下流の区域</p>	
東郷池尻	<p>東伯郡湯梨浜町大字橋津字拾屋敷394(東郷池尻右岸)と同地点から276度に引いた線と対岸との交点を結んだ線から下流の区域</p>	1月1日から 12月31日まで

	<p>イ 北緯35度21分48.5秒東経133度50分52.8秒の点</p> <p>ウ 北緯35度21分53.1秒東経133度50分58.5秒の点</p> <p>エ 北緯35度21分52.4秒東経133度50分59.1秒の点</p>	
	<p>倉吉市上余戸における郡山えん堤下流端の線以北、次に掲げるアの点とイの点を結んだ直線（同えん堤下流端から下流20メートル）以南の水域</p> <p>ア 北緯35度26分0秒東経133度50分48.5秒の点</p> <p>イ 北緯35度26分0.4秒東経133度50分53.9秒の点</p>	
	<p>倉吉市田内における鳥取県設置の羽合用水えん堤下流端の線以北、次に掲げるアの点とイの点を結んだ直線（同えん堤下流端から下流30メートル）以南の水域</p> <p>ア 北緯35度26分48.8秒東経133度50分24.7秒の点</p> <p>イ 北緯35度26分50.4秒東経133度50分35.4秒の点</p>	
日野川水系の河川	<p>次に掲げるアの点とイの点を結んだ直線（日野郡江府町大字洲河崎における中国電力株式会社設置のえん堤上流端から上流18メートル）以東、次に掲げるウの点とエの点を結んだ直線（同えん堤上流端から下流360メートル）以南の水域</p> <p>ア 北緯35度16分19.6秒東経133度28分38.9秒の点</p> <p>イ 北緯35度16分16.5秒東経133度28分39.0秒の点</p> <p>ウ 北緯35度16分28.7秒東経133度28分42.7秒の点</p> <p>エ 北緯35度16分29.1秒東経133度28分45.6秒の点</p> <p>次に掲げるアの点とイの点を結んだ直線（日野郡江府町大字佐川における中国電力株式会社設置のえん堤（佐川えん堤）上流端から上流18メートル）以北、次に掲げるウの</p>	1月1日から12月31日まで

<p>点とエの点を結んだ直線（同えん堤上流端から下流80メートル）以南の水域</p> <p>ア 北緯35度17分40.3秒東経133度28分20.2秒の点</p> <p>イ 北緯35度17分41.9秒東経133度28分22.7秒の点</p> <p>ウ 北緯35度17分42.6秒東経133度28分17.4秒の点</p> <p>エ 北緯35度17分44.5秒東経133度28分20.6秒の点</p>	
<p>次に掲げるアの点とイの点を結んだ直線（日野郡江府町大字佐川における中国電力株式会社設置のえん堤（旭えん堤）上流端から上流18メートル）以北、次に掲げるウの点とエの点を結んだ直線（同えん堤上流端から下流360メートル）以南の水域</p> <p>ア 北緯35度18分24.1秒東経133度27分50.9秒の点</p> <p>イ 北緯35度18分23.2秒東経133度27分54.7秒の点</p> <p>ウ 北緯35度18分36.1秒東経133度27分57.1秒の点</p> <p>エ 北緯35度18分35.0秒東経133度27分58.9秒の点</p>	
<p>次に掲げるアの点とイの点を結んだ直線（西伯郡伯耆町吉定におけるかんがい用えん堤（五千石えん堤）上流端から上流30メートル）以北、次に掲げるウの点とエの点を結んだ直線（同えん堤上流端から下流150メートル）以南の水域</p> <p>ア 北緯35度22分15.1秒東経133度24分49.4秒の点</p> <p>イ 北緯35度22分15.8秒東経133度24分53.2秒の点</p> <p>ウ 北緯35度22分20.6秒東経133度24分47.3秒の点</p> <p>エ 北緯35度22分21.3秒東経133度24分51.2秒の点</p>	<p>1月1日から 5月31日まで</p>
<p>次に掲げるアの点とイの点を結んだ直線（米子市古豊千における日</p>	<p>2月1日から 6月30日まで</p>

	<p>野川堰上流端から上流36メートル)以北、次に掲げるウの点とエの点を結んだ直線(同堰上流端から下流360メートル)以南の水域</p> <p>ア 北緯35度25分12.5秒東経133度21分54.2秒の点</p> <p>イ 北緯35度25分13.2秒東経133度22分5.7秒の点</p> <p>ウ 北緯35度25分24.8秒東経133度21分53.7秒の点</p> <p>エ 北緯35度25分25.5秒東経133度22分3.5秒の点</p> <p>次に掲げるアの点とイの点を結んだ直線(米子市観音寺における法勝寺川堰上流端から上流18メートル)以北、次に掲げるウの点とエの点を結んだ直線(同堰上流端から下流180メートル)以南の水域</p> <p>ア 北緯35度25分6.4秒東経133度21分49.5秒の点</p> <p>イ 北緯35度25分6.4秒東経133度21分52.8秒の点</p> <p>ウ 北緯35度25分13.1秒東経133度21分50.0秒の点</p> <p>エ 北緯35度25分13.2秒東経133度21分53.3秒の点</p>	<p>及び9月26日から11月10日まで</p>
<p>湖山池及びそれに連接する河川</p>	<p>次に掲げるアの点とイの点を結んだ直線(鳥取市金沢における湖山川河口から上流500メートル)以東、次に掲げるウの点とエの点を結んだ直線(同湖山川河口)以西の水域及び次に掲げるオの点からクの点までを順次に直線で結んだ線及びクの点とオの点を結んだ線により囲まれた水域(同湖山川河口から右岸150メートル、左岸50メートルの間の沖合100メートルの水域)</p> <p>ア 北緯35度29分48.3秒東経134度7分53.1秒の点</p> <p>イ 北緯35度29分48.9秒東経134度7分52.3秒の点</p> <p>ウ 北緯35度29分52.5秒東経134度8分12.7秒の点</p>	<p>1月1日から12月31日まで</p>

<p>エ 北緯35度29分53.3秒東経134度8分11.2秒の点 オ 北緯35度29分54.0秒東経134度8分9.3秒の点 カ 北緯35度29分57秒東経134度8分12秒の点 キ 北緯35度29分50秒東経134度8分18秒の点 ク 北緯35度29分48.0秒東経134度8分15.4秒の点</p>	
<p>次に掲げるアの点とイの点を結んだ直線（鳥取市金沢における忠魂碑と宇田川尻の枝川河口右岸を結んだ直線）以西の湖山池の水域 ア 北緯35度30分10.8秒東経134度7分55.5秒の点 イ 北緯35度29分57.6秒東経134度8分1.0秒の点</p>	
<p>鳥取市湖山町南二丁目における古川と垂井川との合流点の扉門の上流端の線以東、次に掲げるアの点とイの点を結んだ直線（同扉門の上流端から上流370メートル）以西の水域 ア 北緯35度30分40.6秒東経134度11分2.0秒の点 イ 北緯35度30分40.5秒東経134度11分2.0秒の点</p>	<p>5月15日から 7月15日まで</p>
<p>次に掲げるアの点とイの点を結んだ直線（鳥取市布勢における新内新田川の水域）以西、次に掲げるウの点とエの点を結んだ直線（同市湖山町南三丁目における旧内新田川の水域）以南、次に掲げるオの点とカの点を結んだ直線（同市湖山町南三丁目における新内新田川河口）以東の水域 ア 北緯35度30分18.1秒東経134度10分50.5秒の点 イ 北緯35度30分17.9秒東経134度10分50.4秒の点 ウ 北緯35度30分38.7秒東経134度10分44.3秒の点 エ 北緯35度30分38.7秒東経134</p>	

<p>度10分44.6秒の点 オ 北緯35度30分28.4秒東経134度10分26.0秒の点 カ 北緯35度30分28.2秒東経134度10分26.0秒の点</p>
<p>次に掲げるアの点とイの点を結んだ直線（鳥取市高住における高住川河口）以南、次に掲げるウの点とエの点を結んだ直線（同河口から上流315メートル）以北の水域 ア 北緯35度29分52.5秒東経134度9分43.3秒の点 イ 北緯35度29分52.5秒東経134度9分43.5秒の点 ウ 北緯35度29分42.7秒東経134度9分42.7秒の点 エ 北緯35度29分42.6秒東経134度9分43.1秒の点</p>
<p>次に掲げるアの点とイの点を結んだ直線（鳥取市松原における枝川河口）以南、次に掲げるウの点とエの点を結んだ直線（同河口から上流595メートル）以北の水域 ア 北緯35度29分49.7秒東経134度8分13.2秒の点 イ 北緯35度29分48.9秒東経134度8分13.7秒の点 ウ 北緯35度29分36.8秒東経134度7分56.7秒の点 エ 北緯35度29分36.7秒東経134度7分57.0秒の点</p>
<p>次に掲げるアの点とイの点を結んだ直線（鳥取市金沢における宇田川河口）以南、同市金沢における坂津橋下流端の線以北の水域 ア 北緯35度30分1.8秒東経134度7分53.7秒の点 イ 北緯35度30分0.9秒東経134度7分54.5秒の点</p>
<p>次に掲げるアの点とイの点を結んだ直線（鳥取市福井における福井川河口）以南、次に掲げるウの点とエの点を結んだ直線（同河口から上流660メートル）以北の水域</p>

	<p>ア 北緯35度30分20.3秒東経134度7分45.4秒の点</p> <p>イ 北緯35度30分20.8秒東経134度7分45.1秒の点</p> <p>ウ 北緯35度30分4.9秒東経134度7分26.1秒の点</p> <p>エ 北緯35度30分4.5秒東経134度7分26.6秒の点</p>	
東郷池及びそれに連接する河川	<p>次に掲げるアの点とイの点を結んだ直線（東伯郡湯梨浜町大字龍島及び大字引地における東郷川河口）以南、次に掲げるウの点とエの点を結んだ直線（同河口から上流180メートル）以北の水域</p> <p>ア 北緯35度28分9.2秒東経133度53分36.3秒の点</p> <p>イ 北緯35度28分10.1秒東経133度53分37.8秒の点</p> <p>ウ 北緯35度28分4.7秒東経133度53分41.0秒の点</p> <p>エ 北緯35度28分5.8秒東経133度53分42.5秒の点</p> <p>東伯郡湯梨浜町大字長和田における羽衣石橋下流端の線以北、次に掲げるアの点とイの点を結んだ直線（同町大字長和田における羽衣石川河口）以南の水域</p> <p>ア 北緯35度28分15.6秒東経133度52分47.8秒の点</p> <p>イ 北緯35度28分15.3秒東経133度52分48.4秒の点</p>	<p>1月1日から3月31日まで及び5月15日から7月15日まで</p>
	<p>東伯郡湯梨浜町大字藤津における藤津橋下流端の線以西、次に掲げるアの点とイの点を結んだ直線（同町大字藤津における舎人川河口）以東の水域</p> <p>ア 北緯35度28分41.1秒東経133度54分6.4秒の点</p> <p>イ 北緯35度28分42.3秒東経133度54分6.3秒の点</p> <p>東伯郡湯梨浜町大字門田における門田橋下流端の線以北、次に掲げるアの点とイの点を結んだ直線（同町大字門田における埴見川河</p>	<p>5月15日から7月15日まで</p>

<p>ロ) 以南の水域 ア 北緯35度28分18.3秒東経133度52分37.1秒の点 イ 北緯35度28分17.9秒東経133度52分37.9秒の点</p>
<p>次に掲げるアの点とイの点を結んだ直線（東伯郡湯梨浜町大字長江における長江港川河口）以西、同町大字長江における県道東郷湖線と長江港川との交差する部分における長江港川下流端の線以東の水域 ア 北緯35度28分24.0秒東経133度52分37.8秒の点 イ 北緯35度28分23.9秒東経133度52分37.8秒の点</p>
<p>次に掲げる各点を順次に直線で結んだ線及びクのとアの点を直線で結んだ線により囲まれた水域（東伯郡湯梨浜町大字下浅津における県道東郷湖線の東側路端から下流の水域） ア 北緯35度29分13.5秒東経133度52分59.5秒の点 イ 北緯35度29分13.3秒東経133度52分59.4秒の点 ウ 北緯35度29分13.4秒東経133度53分2.1秒の点 エ 北緯35度29分13.3秒東経133度53分2.1秒の点 オ 北緯35度29分13.4秒東経133度53分4.4秒の点 カ 北緯35度29分14.0秒東経133度53分4.6秒の点 キ 北緯35度29分14.1秒東経133度53分2.3秒の点 ク 北緯35度29分13.6秒東経133度53分2.1秒の点</p>
<p>次に掲げるアの点とイの点を結んだ直線（東伯郡湯梨浜町大字南谷におけるかまがつぼ排水路）以南、次に掲げるウの点とエの点を結んだ直線（同排水路路端）以北の水域 ア 北緯35度29分29.9秒東経133度53分15.0秒の点</p>

	イ 北緯35度29分29.9秒東経133度53分15.1秒の点 ウ 北緯35度29分26.5秒東経133度53分12.3秒の点 エ 北緯35度29分26.6秒東経133度53分12.3秒の点	
天神川尻	東伯郡湯梨浜町はわい長瀬における新天神橋上流端の線以北、次に掲げるアの点とイの点を結んだ直線以南の水域 ア 北緯35度30分12.8秒東経133度51分18.5秒の点 イ 北緯35度30分14.7秒東経133度51分32.0秒の点	2月1日から6月30日まで及び9月26日から11月10日まで
日野川尻	次に掲げるアの点とイの点を結んだ直線以北、次に掲げるウの点とエの点を結んだ直線以南の水域 ア 北緯35度27分1.8秒東経133度22分12.3秒の点 イ 北緯35度26分58.9秒東経133度22分26.5秒の点 ウ 北緯35度27分22.7秒東経133度22分19.6秒の点 エ 北緯35度27分20.6秒東経133度22分33.6秒の点	
東郷池尻	次に掲げるアの点とイの点を結んだ直線以北、次に掲げるウの点とエの点を結んだ直線以南の水域 ア 北緯35度30分16.2秒東経133度52分32.4秒の点 イ 北緯35度30分16.4秒東経133度52分29.5秒の点 ウ 北緯35度30分23.9秒東経133度52分30.8秒の点 エ 北緯35度30分23.0秒東経133度52分32.8秒の点	1月1日から12月31日まで

第40条 何人も、次の表の左欄に掲げる水産動植物を、同表の中欄に掲げる期間中、それぞれ同表の右欄に掲げる区域において採捕してはならない。

水産動植物	禁止期間	禁止区域
-------	------	------

(禁止期間) 【再掲】

第38条 次の表の左欄に掲げる水産動植物は、それぞれ同表右欄に掲げる期間は、これを採捕してはならない。ただし、第1種共同漁業若しくは第3種区画漁業を内容とする漁業権又はこれらに係る入漁権に基づいて種苗として採捕する場合は、この限りでない。

水産動植物の種類	禁止期間
----------	------

(禁止期間)

第26条 次の表の左欄に掲げる水産動物は、それぞれ同表右欄に掲げる期間は、これを採捕してはならない。

水産動物の種類	禁止期間
---------	------

(1) あゆ	2月1日から 5月31日まで	海面
	2月1日から 5月31日まで 及び9月26日 から10月31日 まで	内水面
(2) しらうお	6月1日から 11月14日まで	中海海域及び境水道
(3) わかさぎ	4月1日から 10月14日まで	中海海域及び境水道
(4) なまこ	5月1日から 8月31日まで	中海海域及び境水道
(5) いwana、かわます、にじます、やまめ及びあまご(全長15センチメートル以下のものに限る。)	1月1日から 12月31日まで	内水面
(6) いwana、かわます、にじます、やまめ及びあまご(全長15センチメートルを超えるものに限る。)	10月1日から 翌年2月末日 まで	内水面
(7) こい(全長15センチメートル以下のものに限る。)	1月1日から 12月31日まで	内水面
(8) こい(全長15センチメートルを超えるものに限る。)	5月15日から 7月15日まで	湖山池及び東郷池
(9) さけ	1月1日から 12月31日まで	内水面
(10) さくらます(全長15センチメートルを超えるものに限る。)	6月1日から 翌年2月末日 まで	内水面
(11) さつきます(全長15センチメートルを超えるものに限る。)	9月26日から 翌年2月末日 まで	内水面

てんぐさ	1月1日から6月5日まで
えごのり(いぎす)	5月1日から7月20日まで
あゆ	2月1日から5月31日まで
わかさぎ	4月1日から10月14日まで(中海海域及び境水道に限る。)
べにずわいがに	7月1日から8月31日まで
なまこ	5月1日から8月31日まで(中海海域及び境水道に限る。)
しらうお	6月1日から11月14日まで(中海海域及び境水道に限る。)

さけ	1月1日から12月31日まで
さくらます	6月1日から翌年2月末日まで
さつきます	9月26日から翌年2月末日まで
いwana、かわます、にじます、やまめ及びあまご	10月1日から翌年2月末日まで
あゆ	2月1日から5月31日まで及び9月26日から10月31日まで

(全長の制限) 【再掲】

第27条 次の表の左欄に掲げる水産動物で、それぞれ同表右欄に掲げる大きさのものは、これを採捕してはならない。

水産動物の種類	大きさ
いwana、かわます、にじます、やまめ、あまご、さくらます及びさつきます	全長15センチメートル以下
うなぎ	全長30センチメートル以下
こい	全長15センチメートル以下
ふな	全長10センチメートル以下(千代川水系、天神川水系又は日野川水系に係る河川において採捕するものに限る。)
しじみ	殻長1.9センチメートル以下(東郷池において採捕するものに限る。)

第33条 次の表の左欄に掲げる禁止区域においては、同表中欄に掲げる期間は、それぞれ同表右欄に掲げる水産動植物を採捕してはならない。

禁止区域	禁止期間	水産動植物の種類
湖山池	12月1日から翌年3月31日まで(小だも又は中だもを使用して採捕する場合)	ぬかえび
	12月1日から翌年7月31日まで(大だもを使用して採捕する場合)	ぬかえび
	4月1日から7月31日まで	藻類
	5月15日から7月15日まで	こい及びふな
東郷池	5月15日から7月15日まで	こい及びふな

(12) ふな（全長10センチメートル以下のものに限る。）	1月1日から12月31日まで	千代川水系、天神川水系又は日野川水系の河川
(13) ふな	5月15日から7月15日まで	湖山池及び東郷池
(14) しじみ（殻長1.9センチメートル以下のものに限る。）	1月1日から12月31日まで	東郷池
(15) むかえび（小だも又は中だもを使用して採捕する場合に限る。）	12月1日から翌年3月31日まで	湖山池
(16) むかえび（大だもを使用して採捕する場合に限る。）	12月1日から翌年7月31日まで	湖山池
(17) 藻類	4月1日から7月31日まで	湖山池

2 前項の表第1号から第7号まで、第9号から第12号まで及び第14号の規定に違反して採捕した水産動植物又はその製品は、所持し、又は販売してはならない。

（河口付近における採捕の制限）

第41条 何人も、次の表の左欄に掲げる河川の河口付近であって同表の中欄に掲げる区域において、それぞれ同表の右欄に掲げる期間中、水産動物を採捕してはならない。ただし、第1種共同漁業を内容とする漁業権に係る組合員行使権に基づいて採捕する場合は、この限りでない。

河川 の 名 称	禁 止 区 域	禁止期間
千代川	北緯35度32分30秒東経134度11分42秒の点を中心とする半径250メートルの円内の海域	3月1日から5月31日まで

2 前項の規定に違反して採捕した水産動植物及びその製品は、所持し、又は販売してはならない。

（河口付近における採捕の制限）

第46条 次の表の左欄に掲げる河川の河口付近で同表中欄に掲げる区域においては、それぞれ同表右欄に掲げる期間は、水産動物を採捕してはならない。ただし、第1種共同漁業若しくは第3種区画漁業を内容とする漁業権又はこれらに係る入漁権に基づいて採捕する場合は、この限りでない。

河川の名 称	区域	禁止期間
千代川 天神川 日野川	河口右岸から海岸線に沿って東側100メートルと左岸から海岸線に沿って西側100メートルとの間の最大高潮時海岸線から沖合80メートル以内の海域	3月1日から5月31日まで

（水産動物等の所持等の禁止） 【再掲】

第29条 前3条の規定に違反して採捕した水産動物又はその製品は、所持し、又は販売してはならない。

（河口付近における採捕の制限）

第34条 次の表の第1欄に掲げる河川で、同表第2欄に掲げる区域においては、同表第3欄に掲げる漁具又は漁法により、それぞれ同表第4欄に掲げる水産動物を採捕してはならない。

河川 の 名 称	区域	禁止漁具又は漁法	水産動物の種類
千代川	千代川と湖山川の合流点の導流えん堤突端に設置した標柱から48度の線及び湖山川と千代川との境界線から下流の区域	手釣及び竿釣以外の漁具・漁法	こい、ふな、あゆ、うなぎ又はにじます

天神川	次に掲げるアの点からエの点までを順次に直線で結んだ線及びエの点とアの点を直線で結んだ線により囲まれた水域及び最大高潮時海岸線以南、次に掲げるオの点とカの点を結んだ直線以北の水域 ア 北緯35度30分15秒東経133度51分14秒の点 イ 北緯35度30分18秒東経133度51分14秒の点 ウ 北緯35度30分20秒東経133度51分36秒の点 エ 北緯35度30分16秒東経133度51分36秒の点 オ 北緯35度30分12.8秒東経133度51分18.5秒の点 カ 北緯35度30分14.7秒東経133度51分32.0秒の点
日野川	次に掲げるアの点からエの点までを順次に直線で結んだ線及びエの点とアの点を直線で結んだ線により囲まれた水域及び最大高潮時海岸線以南、次に掲げるオの点とカの点を結んだ直線以北の水域 ア 北緯35度27分27秒東経133度22分16秒の点 イ 北緯35度27分29秒東経133度22分17秒の点 ウ 北緯35度27分25秒東経133度22分39秒の点 エ 北緯35度27分23秒東経133度22分39秒の点 オ 北緯35度27分22.7秒東経133度22分19.6秒の点 カ 北緯35度27分20.6秒東経133度22分33.6秒の点

(しいらつけ漁業の保護区域)

第42条 しいらつけ漁業の許可を受けた者以外の者は、しいらつけ漁業のつけ木の周辺100メートル以内の水域においては、しいらをとり、若しくは散逸し、又は他に誘致する行為をしてはならない。

湖山川	鳥取市湖山町東三丁目と同市賀露町南一丁目の境界線から下流の区域	手釣及びお釣以外の漁具・漁法	こい、ふな、うなぎ又はわかさぎ
-----	---------------------------------	----------------	-----------------

(しいらつけ漁業の保護区域)

第47条 しいらつけ漁業の許可を受けた者以外の者は、しいらつけ漁業のつけ木の周辺100メートル以内の区域においては、しいらを採捕し、若しくは散逸し、又は他に誘致する行為をしてはならない。

(昼間又は夜間の採捕の禁止)

第43条 何人も、次の表の左欄に掲げる漁具又は漁法により、同表の中欄に掲げる期間中、それぞれ同表の右欄に掲げる時間帯において水産動物の採捕をしてはならない。

漁具又は漁法	禁止期間	禁止時間帯
うなぎ船びき網 (湖山池の水域に限る。)	6月1日から10月31日 日まで	午前6時から午後6時まで
じょれん(東郷池の水域に限る。)	1月1日から12月31日 日まで	午後6時から午前6時まで

(火船の数の制限)

第44条 次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに使用することができる火船(集魚を目的とする照明設備を備える船舶をいう。)の隻数は、許可を受けた者ごとにそれぞれ同表の中欄に定める数の範囲内であって、1隻当たりの集魚を目的とする照明設備の総設備容量は、それぞれ同表の右欄に定める容量の範囲内であらなければならない。

漁業の種類	隻数	総設備容量
中型まき網漁業であって総トン数15トン以上の船舶によるもの	3隻	電球10キロワット (3隻の場合は、1隻を7.5キロワットとする。)
中型まき網漁業であって総トン数15トン未満の船舶によるもの及び小型まき網漁業	3隻	電球10キロワット (3隻の場合は、2隻を7.5キロワットとする。)
敷網漁業(棒受網漁業を除く。)	2隻	電球10キロワット
いか釣り漁業(省令別表第4いか釣り漁業の項第1号ロからリまでの水域におけるものに限る。)	1隻	電球60キロワット
その他の漁業(最大高潮時海岸線から50,000メートル以内の海域における漁業(すくい網漁業を除く。)に限る。)	1隻	電球15キロワット

(火船の隻数制限等)

第48条 次の表の左欄に掲げる漁業に使用することができる火船(集魚を目的とする照明設備を備える船舶をいう。)の隻数は、同表中欄に定める数の範囲内であって、1隻当たりの集魚を目的とする照明設備の総設備容量は、それぞれ同表右欄に定める容量の範囲内であらなければならない。

漁業の種類	隻数	総設備容量
中型まき網漁業(総トン数15トン未満の船舶によるまき網漁業を除く。)	3隻	電球10キロワット (3隻の場合は、1隻を7.5キロワットとする。)
中型まき網漁業(総トン数15トン以上の船舶によるまき網漁業を除く。)	3隻	電球10キロワット (3隻の場合は、2隻を7.5キロワットとする。)
敷網漁業(棒受網漁業を除く。)	2隻	電球10キロワット
いか釣り漁業(指定漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号)別表第2いか釣り漁業の項第1号ロからリまでの海域におけるいか釣り漁業に限る。)	1隻	電球60キロワット
その他の漁業(最大高潮時海岸線から50,000メートル以内の海域における漁業(すくい網漁業を除く。)に限る。)	1隻	電球15キロワット

(小型機船底びき網漁業に係る船舶の総トン数等の制限)

第49条 小型機船底びき網漁業(機船手操網漁業及び貝けた網漁業を除く。)には、総トン数が5トンを超え、又は馬力数が220キロワットを超える船舶を使用してはならない。

(昼間又は夜間の採捕の禁止)

第35条 次の表の左欄に掲げる漁具又は漁法により、同表中欄に掲げる期間における同表右欄に掲げる時間帯は、水産動物の採捕をしてはならない。

漁具又は漁法	禁止期間	禁止時間帯
うなぎ船びき網 (湖山池におけるものに限る。)	6月1日から10月31日まで	日の出から日没まで
じょれん(東郷池周年) におけるものに限る。)		日没から日の出まで

(さく河魚類の通路を遮断して行う水産動植物の採捕の制限)

第45条 内水面においてさく河魚類の通路を遮断する漁具又は漁法によって水産動植物の採捕を行う場合には、河川流幅の3分の1以上の範囲の魚道を開通しなければならない。

(遊漁者等の漁具又は漁法の制限)

第46条 何人も、海面において次に掲げる漁具又は漁法以外の漁具又は漁法により水産動植物を採捕してはならない。

- (1) 竿釣及び手釣
- (2) たも網及びさ手網
- (3) 投網
- (4) やす及びはし
- (5) 徒手採捕

2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

- (1) 漁業者が漁業を営む場合
- (2) 漁業従事者が漁業者のために水産動植物の採捕に従事する場合

(有害物質の遺棄漏せつの禁止)

第47条 何人も、水産動植物に有害な物を遺棄し、又は漏せつしてはならない。

2 知事は、前項の規定に違反する者がある場合において、水産資源の保護培養上害があると認めるときは、その者に対して除害に必要な設備の設置を命じ、又は既に設けた除害設備の変更を命ずることができる。

3 前項の規定は、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）の適用を受ける者については、適用しない。

(漁場内の岩礁破碎等の許可)

第48条 海面のうち漁業権の存する漁場内において岩礁を破碎し、又は土砂若しくは岩石を採取しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該漁場に係る漁業権を有する者の同意書を添え、知事に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 目的
- (3) 免許番号
- (4) 区域
- (5) 期間
- (6) 補償の措置

(さく河魚類の通路の遮断の制限)

第37条 さく河魚類の通路を遮断して水産物の採捕を行なう場合には、水面幅の3分の1以上の範囲の魚道を開けておかななければならない。

(遊漁者等の漁具又は漁法の制限)

第44条 漁業者が漁業を営むためにする場合又は漁業従事者が漁業者のためにする場合を除き、次の各号に掲げる漁具又は漁法以外の漁具又は漁法により水産動植物を採捕してはならない。

- (1) 竿釣及び手釣
- (2) たも網及びさ手網
- (3) 投網
- (4) やす及びはし
- (5) 徒手採捕

(有害物の遺棄漏せつの禁止)

第37条 水産動植物に有害な物を遺棄し、又は漏せつしてはならない。

2 知事は、前項の規定に違反する者がある場合において、水産資源の保護培養上害があると認めるときは、その者に対して除害に必要な設備の設置を命じ、又は既に設けた除害設備の変更を命ずることができる。

3 前項の規定は、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）の適用を受ける者については、適用しない。

(漁場内の岩礁破碎等の許可)

第50条 漁業権の設定されている漁場内において岩礁を破碎し、又は土砂若しくは岩石を採取しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、様式第10号による許可申請書に、当該漁場に係る漁業権を有する者の同意書を添え、許可を知事に申請しなければならない。

(有害な物の遺棄又は漏せつの禁止)

第25条 水産動植物に有害な物を遺棄し、又は漏せつしてはならない。

2 知事は、前項の規定に違反する者がある場合において、水産資源の保護培養上害があると認めるときは、その者に対して除害に必要な設備の設置を命じ、又は既に設けた除害設備の変更を命ずることができる。

3 前項の規定は、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）の適用を受ける者については、適用しない。

(7) その他参考となるべき事項

3 知事は、第1項の規定により許可をするに当たり、条件を付けることができる。

(砂れきの採取禁止)

第49条 何人も、内水面のうち第39条第2項の表の中欄に掲げる区域においては、砂れきの採取をしてはならない。ただし、河川管理上必要がある場合において、河川管理者の許可を受けてするときは、この限りでない。

(試験研究等の適用除外)

第50条 この規則のうち水産動植物の種類若しくは大きさ、水産動植物の採捕の期間若しくは区域又は使用する漁具若しくは漁法についての制限又は禁止に関する規定は、試験研究等（試験研究、教育実習又は増養殖用の種苗（種卵を含む。）の供給（自給を含む。）をいう。以下この条において同じ。）のための水産動植物の採捕について知事の許可を受けた者が行う当該試験研究等については、適用しない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 目的
- (3) 適用除外の許可を必要とする事項
- (4) 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数、推進機関の種類及び馬力数並びに所有者名
- (5) 採捕しようとする水産動植物の名称及び数量（種苗の採捕の場合は、供給先及びその数量）
- (6) 採捕の期間及び区域
- (7) 使用する漁具及び漁法
- (8) 採捕に従事する者の氏名及び住所

3 知事は、第1項の許可をしたときは、次に掲げる事項を記載した許可証を交付する。

- (1) 許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 適用除外の事項
- (3) 採捕する水産動植物の種類及び数量
- (4) 採捕の期間及び区域
- (5) 使用する漁具及び漁法
- (6) 採捕に従事する者の氏名及び住所
- (7) 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数並びに推進機関の種類及び馬力数
- (8) 許可の有効期間
- (9) 条件

3 知事は、水産資源の保護培養のため必要があると認めるときは、第1項の許可をするに当たり、当該許可に制限又は条件を付けることができる。

(試験研究等の適用除外)

第51条 第38条から第40条まで及び第42条から第48条までの規定は、試験研究、教育実習又は増養殖用の種苗（種卵を含む。）の供給（自給を含む。）（以下本条において「試験研究等」という。）のため水産動植物の採捕について知事の許可を受けた者が行なう当該試験研究等については、適用しない。

2 前項の許可を受けようとする者は、様式第11号による許可申請書により許可を知事に申請しなければならない。

3 知事は、前項の許可をしたときは、その申請者に様式第12号による許可証を交付するものとする。

(砂れきの採取禁止)

第36条 第32条に掲げる区域内においては、砂れきを採取してはならない。ただし、河川管理上必要がある場合において、河川管理者の許可を受けてするときは、この限りでない。

(試験研究等の適用除外)

第38条 第26条から第35条まで及び前条の規定は、試験研究、教育実習又は増殖用の種苗（種卵を含む。）の供給（自給を含む。）（以下本条において「試験研究等」という。）のため水産動植物の採捕について知事の許可を受けた者が行なう当該試験研究等については、適用しない。

2 前項の許可を受けようとする者は、様式第10号による許可申請書により許可を知事に申請しなければならない。

3 知事は、前項の許可をしたときは、その申請者に様式第11号による許可証を交付するものとする。

- 4 知事は、第1項の許可をするに当たり、条件を付けることができる。
- 5 第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る試験研究等の終了後遅滞なく、その結果を知事に報告しなければならない。
- 6 第1項の許可を受けた者が許可証に記載された事項につき変更しようとする場合は、知事の許可を受けなければならない。
- 7 第2項から第4項までの規定は、前項の場合に準用する。この場合において第3項中「交付する。」とあるのは「書き換えて交付する。」と読み替えるものとする。
- 8 第26条及び第27条の規定は、第1項又は第6項の規定により許可を受けた者について準用する。

第4章 漁業の取締り

(停泊命令等)

第51条 知事は、**漁業者その他水産動植物を採捕し、又は養殖する者が漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反する行為をしたと認めるとき**（法第27条及び法第34条に規定する場合を除く。）は、法第131条第1項の規定に基づき、当該行為をした者が使用する船舶について停泊港及び停泊期間を指定して停泊を命じ、又は当該行為に使用した漁具その他水産動植物の採捕若しくは養殖の用に供される物について期間を指定してその使用の禁止若しくは陸揚げを命ずることができる。

- 2 知事は、前項の規定による処分（法第25条第1項の規定に違反する行為に係るものを除く。）をしようとするときは、行政手続法第13条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。
- 3 第1項の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

※新規則 § 52は無許可船舶に対する停泊命令を含む。

- 4 知事は、漁業調整又は水産資源の保護培養のため必要があると認めるときは、第1項の許可をするに当たり、当該許可に制限又は条件を付けることができる。
- 5 第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る試験研究等が終了したときは、遅滞なく、その経過を知事に報告しなければならない。
- 6 第1項の許可を受けた者は、許可証の記載事項について変更しようとするときは、知事の許可を受けなければならない。
- 7 **第1項の許可を受けた者は、許可証の記載事項に違反して当該試験研究等を行なってはならない。**
- 8 第2項から第4項までの規定は、第6項の変更の許可についてこれを準用する。
- 9 第33条及び第34条の規定は、第1項の許可を受けた者にこれを準用する。

(許可船舶に対する停泊命令及び検査)

第52条 知事は、漁業の許可を受けた者につき、合理的に判断して漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反する事実があると認めるときにおいて、漁業取締上必要があると認めるときは、当該漁業の許可を受けた者に対し、停泊港及び停泊期間を指定して当該漁業の許可を受けた者の使用に係る船舶の停泊を命ずることができる。漁業法第134条第1項の規定による検査を行わせるときも同様とする。

- 2 **前項前段の規定による停泊期間は、40日を超えないものとし、同項後段の規定による停泊期間は、10日を超えないものとする。**
- 3 知事は、第1項前段の規定による処分をしようとするときは、聴聞を行わなければならない。
- 4 第1項前段の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

(無許可船舶に対する停泊命令)

第54条 知事は、合理的に判断して漁業者が漁業の許可を受けないで当該漁業を営んだ事実があると認めるときにおいて、漁業取締上必要があると認めるときは、当該漁業者又

- 4 知事は、漁業調整又は水産資源の保護培養のため必要があると認めるときは、第1項の許可をするに当たり、当該許可に制限又は条件を付けることができる。
- 5 第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る試験研究等が終了したときは、遅滞なく、その経過を知事に報告しなければならない。
- 7 第1項の許可を受けた者は、許可証の記載事項について変更をしようとするときは、知事の許可を受けなければならない。
- 6 **第1項の許可を受けた者は、許可証に記載された事項に違反して当該試験研究等を行なってはならない。**
- 8 第2項から第4項までの規定は、前項の変更の許可についてこれを準用する。
- 9 第22条及び第23条の規定は、第1項の許可を受けた者にこれを準用する。

(船長等の乗組み禁止命令)

第52条 知事は、第5条第1項の許可を受けた者が漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく処分違反する行為をしたと認めるときは、当該行為をした者が使用する船長その他船舶の操業責任者に対し、当該違反に係る漁業に使用する船舶への乗組みを制限し、又は禁止することができる。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による処分について準用する。

(衛星船位測定送信機の備付け命令)

第53条 知事は、国際的な枠組みにおいて決定された措置の履行その他漁業調整のため特に必要があると認めるときは、第5条第1項の許可を受けた者に対し、衛星船位測定送信機を当該許可を受けた船舶に備え付け、かつ、操業し、又は航行する期間中は当該衛星船位測定送信機を常時作動させることを命ずることができる。

(停船命令)

第54条 漁業監督吏員は、法第128条第3項の規定による検査又は質問をするため必要があるときは、操船又は漁ろうを指揮監督する者に対し、停船を命ずることができる。

2 前項の規定による停船命令は、法第128条第3項の規定による検査又は質問をする旨を告げ、又は表示し、かつ、国際海事機関が採択した国際信号書に規定する次に掲げる信号その他

は当該漁業者の使用に係る船舶の船長、船長の職務を行う者若しくは操業を指揮する者に対し、停泊港及び停泊期間を指定して当該船舶の停泊を命ずることができる。

2 前項の規定による停泊期間は、40日を超えないものとする。

3 第52条第3項及び第4項の規定は、第1項の命令をする場合にこれを準用する。

(無許可船舶に対する漁具又は漁ろう装置の陸揚げ命令等)

第55条 知事は、漁業取締上必要があると認めるときは、漁業の許可を受けないで当該許可を要する漁業に使用し、若しくは使用のおそれがあると認める船舶により漁業を営む者又は当該船舶の船長、船長の職務を行なう者若しくは操業を指揮する者に対して、期間を指定して、もっぱら当該漁業の用に供されるものと認められる漁具又は漁ろう装置その他の設備の陸揚げを命じ、又は自らこれらの設備の封印をすることができる。

(船長等の乗組みの制限等)

第53条 知事は、漁業の許可を受けた者につき、合理的に判断して漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく処分違反する事実があると認める場合において、漁業取締上必要があると認めるときは、当該漁業の許可を受けた者の使用に係る船舶の船長、船長の職務を行う者又は操業を指揮する者に対し、当該漁業に従事する船舶への乗組みを制限し、又は禁止することができる。

2 前条第3項及び第4項の規定は、前項の乗組みの制限等をする場合にこれを準用する。

(停船命令)

第56条 漁業監督吏員は、漁業法第74条第3項の規定による検査又は質問をするため必要があるときは、漁業に従事する船舶の船長、船長の職務を行なう者又は操業を指揮する者に対し、停船を命ずることができる。

2 前項の停船命令は、同項の検査又は質問をする旨を告げ、又は表示し、かつ、次に掲げる信号を用いて行うものとする。

の適切な手段により行うものとする。

- (1) 様式第1号による信号旗Lを掲げること。
 - (2) サイレン、汽笛その他の音響信号によりLの信号（短音1回、長音1回、短音2回）を約7秒の間隔を置いて連続して行うこと。
 - (3) 投光器によりLの信号（短光1回、長光2回、短光2回）を約7秒の間隔を置いて連続して行うこと。
- 3 前項において、「長音」又は「長光」とは、約3秒間継続する吹鳴又は投光をいい、「短音」又は「短光」とは、約1秒間継続する吹鳴又は投光をいう。

第5章 雑則

(漁場又は漁具の標識の設置に係る届出)

第55条 法第122条の規定により漁場の標識の建設又は漁具の標識の設置を命じられた者は、遅滞なく、その命じられた方法により当該標識を建設し、又は設置の上、当該標識の建設又は設置が完了した旨を知事に届け出なければならない。

(標識の書換え又は再設置等)

第56条 前条の標識の記載事項に変更を生じ、若しくは当該標識に記載した文字が明らかでなくなったとき又は当該標識を亡失し、若しくは毀損したときは、遅滞なくこれを書き換え、又は新たに建設し、若しくは設置しなければならない。

(定置漁業等の漁具の標識)

第57条 定置漁業、しいらつけ漁業その他知事が別に定める漁業を営む者は、漁具（しいらつけ漁業のつけ木を含む。以下この条において同じ。）の敷設中、昼間にあつては様式第2号による漁具の標識を当該漁具の見やすい場所に水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明による漁具の標識を当該漁具に設置しなければならない。

2 知事は、前項の漁業を定めたときは、公示するものとする。

(はえ縄漁業及び流し網漁業の漁具の標識)

第58条 はえ縄を使用して行う漁業及び流し網を使用して行う漁業に従事する操業責任者は、その操業中、幹縄又は綱の両端に、水面上1.5メートル以上の高さの漁具の標識をつけ、幹縄の中間に300メートルごとに浮標をつけなければならない。この場合、夜間においては、当該漁具の標識に、電灯その他の照明を掲げなければならない。

2 前項の漁具の標識には、当該漁業を営む者の氏名又は名称

- (1) 様式第13号による信号旗Lを掲げる。
 - (2) サイレン、汽笛その他の音響信号によりLの信号（短音1回、長音1回、短音2回）を約7秒の間隔を置いて連続して行う。
 - (3) 投光器によりLの信号（短光1回、長光1回、短光2回）を約7秒の間隔を置いて連続して行う。
- 3 前項において、「長音」又は「長光」とは、約3秒間継続する吹鳴又は投光をいい、「短音」又は「短光」とは、約1秒間継続する吹鳴又は投光をいう。

(漁場又は漁具の標識に係る届出)

第57条 漁業法第72条の規定により漁場の標識の建設又は漁具の標識の設置を命じられた者は、当該標識を建設し、又は設置したときは、遅滞なく、その旨を知事に届出なければならない。

(標識の書換え又は再設置等)

第58条 前条の標識に記載した事項に変更を生じ、若しくは当該標識に記載した文字が明らかでなくなったとき又は当該標識を亡失し、若しくはき損したときは、遅滞なく、これを書き換え、又は新たに建設し、若しくは設置しなければならない。

(定置漁業等の漁具の標識)

第59条 定置漁業及びしいらつけ漁業その他知事が別に定める漁業を営む者は、漁具又はしいらつけ漁業のつけ木の敷設中においては、昼間にあつては、様式第14号による標識を、夜間にあつては、知事が別に定める標識を、当該漁具又はつけ木の見易い場所で水面上1.5メートル以上の高さに設置しておかななければならない。

2 知事は、前項の漁業又は標識を定めたときは、これを公示するものとする。

(はえなわ漁業及びさし網漁業の漁具の標識)

第60条 はえなわ漁業及びさし網漁業に従事する船舶の船長、船長の職務を行なう者又は操業を指揮する者は、その操業中においては、幹なわ又は綱の両端は、水面上1.5メートル以上の高さの漁具標識をつけ、幹なわの中間に300メートルごとに浮標をつけなければならない。この場合、夜間においては、当該漁具標識に、電灯その他見易い標識を掲げなければならない。

2 前条第1項及び前項の標識には、当該漁業を営む者の氏

(漁場又は漁具の標識の設置に係る届出)

第39条 漁業法第72条の規定により、漁場の標識の建設又は漁具の標識の設置を命じられた者は、当該標識を建設し、又は設置したときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

(標識の書換え又は再設置等)

第40条 前条の標識に記載した事項に変更を生じ、若しくは当該標識に記載した文字が明らかでなくなったとき又は当該標識を亡失し、若しくはき損したときは、遅滞なく、これを書き換え、又は新たに建設し、若しくは設置しなければならない。

及び住所を記載しなければならない。

(内水面漁場管理委員会)

第59条 鳥取県内水面漁場管理委員会は、内水面における水産動植物の採捕、養殖及び増殖に関する事項を処理する。

2 この規則の規定による鳥取海区漁業調整委員会の権限は、内水面における漁業に関しては、鳥取県内水面漁場管理委員会が行う。

(添付書類の省略)

第60条 この規則の規定により同時に2以上の申請書その他の書類を知事に提出する場合において、各申請書その他の書類に添付すべき書類の内容が同一であるときは、一の申請書その他の書類にこれを添付し、他の申請書その他の書類にはその旨を記載して、一の申請書その他の書類に添付した書類の添付を省略することができる。

2 前項に規定する場合のほか、知事は、特に必要がないと認めるときは、この規則の規定により申請書その他の書類に添付することとされている書類の添付を省略させることができる。

第6章 罰則

第61条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(1) 第34条第1項、第35条から第45条まで、第47条第1項、第48条第1項又は第49条の規定に違反した者

(2) 第34条第13項において準用する第14条第1項若しくは第2項又は第48条第3項の規定により付けた条件に違反した者

(3) 第24条第1項(第34条第13項において準用する場合を含む。)、第34条第13項において準用する第23条第2項、第47条第2項又は第52条第1項の規定に基づく命令に違反した者

2 前項の場合において、犯人が所有し、又は所持する漁獲物、その製品、漁船又は漁具その他水産動植物の採捕の用に供される物は、没収することができる。ただし、犯人が所有していたこれらの物件の全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴することができる。

第62条 第26条第1項(第50条第8項において準用する場合を含む。)、第32条、第34条第10項又は第46条第1項の規定に違反した者は、科料に処する。

名又は名称及び住所を記載しなければならない。

第4章 罰則

第62条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(1) 第36条、第37条第1項、第38条から第40条まで、第42条、第43条、第45条から第49条まで、第50条第1項又は第51条第7項の規定に違反した者

(2) 第20条、第30条第1項、第50条第3項又は第51条第4項(同条第8項において準用する場合を含む。)の規定により付けられた制限又は条件に違反した者

(3) 第30条第1項の規定による操業の停止の命令に違反した者

(4) 第37条第2項、第52条第1項、第53条第1項、第54条第1項又は第55条の規定による命令に違反した者

2 前項の場合においては、犯人が所有し、又は所持する漁獲物、その製品、漁船又は漁具その他水産動植物の採捕の用に供される者は、没収することができる。ただし、犯人が所有していたこれらの物件の全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴することができる。

第63条 第33条(第51条第9項において準用する場合を含む。)、第35条又は第44条の規定に違反した者は、科料に処する。

第4章 罰則

第41条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(1) 第8条、第24条、第25条第1項、第26条から第37条まで又は第38条第6項の規定に違反した者

(2) 第12条、第20条第1項又は第38条第4項(同条第8項において準用する場合を含む。)の規定により付けられた制限又は条件に違反した者

(3) 第20条第1項の規定による採捕の停止の命令に違反した者

(4) 第25条第2項の規定による命令に違反した者

2 前項の場合においては、犯人が所有し、又は所持する漁獲物、その製品、漁船又は漁具その他水産動植物の採捕の用に供される物は、没収することができる。ただし、犯人が所有していたこれらの物件の全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴することができる。

第42条 第22条(第38条第9項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者は、科料に処する。

第63条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、第61条第1項又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑又は科料刑を科する。

第64条 第18条第2項、第20条第2項若しくは第26条第3項（第50条第8項において準用する場合を含む。）の規定、第27条（第34条第13項及び第50条第8項において準用する場合を含む。）の規定、第28条、第29条若しくは第31条第1項若しくは第2項（これらの規定を第34条第13項において準用する場合を含む。）の規定、第34条第12項の規定又は第50条第5項の規定に違反した者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和2年12月1日から施行する。

（鳥取県内水面漁業調整規則の廃止）

2 鳥取県内水面漁業調整規則（昭和40年鳥取県規則第47号）は、廃止する。

（経過措置）

3 漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）附則第29条の規定により改正後の鳥取県漁業調整規則第50条第1項の許可を受けたものとみなされるこの規則による改正前の鳥取県海面漁業調整規則（以下「旧海面規則」という。）第51条第1項の許可及び廃止前の鳥取県内水面漁業調整規則（以下「旧内水面規則」という。）第38条第1項の許可については、旧海面規則第51条第7項及び旧内水面規則第38条第6項の規定は、これらの許可の有効期間の満了の日までの間は、なおその効力を有する。

4 この規則の施行前にした行為及び前項の規定によりなおその効力を有することとされる場合における施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（鳥取県漁船法施行細則の一部改正）

5 鳥取県漁船法施行細則（昭和26年鳥取県規則第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（建造、改造及び転用許可申請の手続）	（建造、改造及び転用許可申請の手続）
第3条 法第4条第1項又は第2項の規定による許	第3条 法第4条第1項又は第2項の規定による許

第64条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して、第62条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑又は科料を科する。

第65条 第13条、第14条、第16条、第27条第2項、第32条、第34条（第51条第9項において準用する場合を含む。）又は第51条第5項の規定に違反した者は、5万円以下の過料に処する。

第43条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して、第41条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑又は科料を科する。

第44条 第14条、第15条、第17条第1項若しくは第2項、第23条（第38条第9項において準用する場合を含む。）又は第38条第5項の規定に違反した者は、5万円以下の過料に処する。

<p>可を受けようとする者は、省令第2条第2項の規定による書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>漁船が鳥取県漁業調整規則(令和2年鳥取県規則第 号)第5条第1項又は第34条第1項の規定による許可に係るものであるときは、その許可証の写し又は許可申請書の写し</u></p> <p>(3) <u>漁船が鳥取県漁業調整規則第7条の規定による起業の認可に係るものであるときは、その起業認可書の写し又は起業認可申請書の写し</u></p>	<p>可を受けようとする者は、省令第2条第2項の規定による書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>漁船が鳥取県海面漁業調整規則(昭和40年鳥取県規則第46号)第8条の規定による漁業の許可に係るものであるときは、その起業認可書の写し若しくは起業認可申請書の写し又は許可証の写し若しくは許可申請書の写し</u></p> <p>(3) <u>漁船が鳥取県内水面漁業調整規則(昭和40年鳥取県規則第47号)第8条の規定による漁具又は漁法による水産動植物の採捕の許可に係るものであるときは、その許可証の写し又は許可申請書の写し</u></p>
---	--

別表 (第32条関係)

漁業	様式
小型機船底びき網漁業のうちちこうがい網漁業	トリ打〇〇〇
小型機船底びき網漁業のうち自家用餌料びき網漁業	トリ自〇〇〇
小型機船底びき網漁業のうち貝けた網漁業及びなまこけた網漁業(第1種共同漁業の内容となり得る水産動物の採捕を目的とするものに限る。)	トリ手〇〇〇
上記以外の小型機船底びき網漁業	トリ 〇〇〇

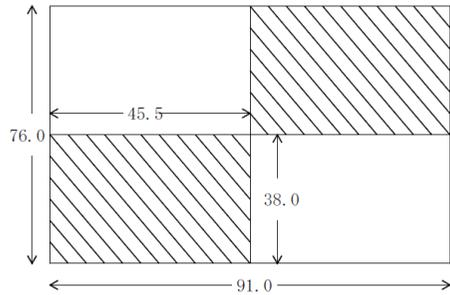
備考 各文字及び数字の大きさは8センチメートル以上、太さは2センチメートル以上、間隔は2.5センチメートル以上とする。

別表 (第35条関係)

漁業	様式
小型機船底びき網漁業のうち打瀬漁業	トリ打〇〇〇
小型機船底びき網漁業のうち自家用餌料びき網漁業	トリ自〇〇〇
小型機船底びき網漁業のうち手繰第3種漁業(第1種共同漁業権の内容となり得る水産動物の採捕を目的とするものに限る。)	トリ手〇〇〇
上記以外の小型機船底びき網漁業	トリ 〇〇〇

様式第1号～第11号 略

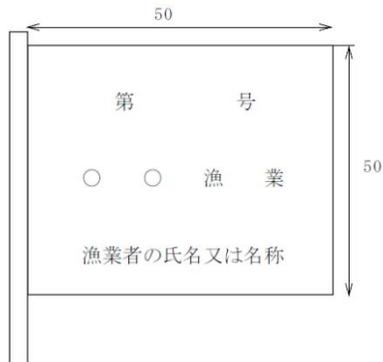
様式第1号(第54条関係)



備考

- 1 斜線の部分は、黒であり、その他の部分は、黄である。
- 2 この旗は、国際海事機関の採択した国際信号書に掲載の「L」旗(あなたは、すぐ停船されたい。)である。
- 3 数字はセンチメートルを示す。

様式第2号(第57条関係)

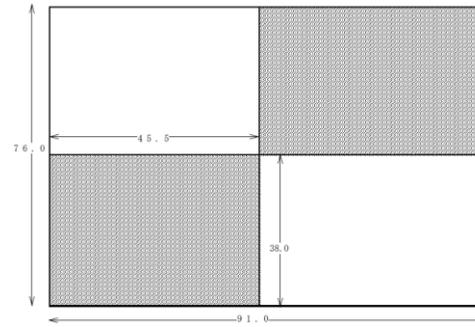


備考

- 1 標識は、化学繊維製とし、地色は黄色とする。
- 2 数字は、センチメートルを示す。

様式第1号～第12号 略

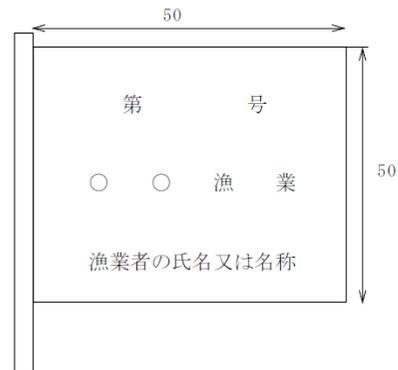
様式第13号



備考

- 1 斜線の部分は、黒であり、その他の部分は、黄である。
- 2 この旗は、国際海事機関の採択した国際信号書に掲載の「L」旗(あなたは、すぐ停船されたい。)である。

様式第14号



備考

- 1 標識は、黄色の化学せん維地とする。